

谷中村廢村をめぐる新聞報道と世論

三浦 頭一郎

はじめに

第一節 谷中村の遊水池化をめぐる世論

第二節 中間期

第三節 谷中村の強制収用をめぐる世論

まとめ

はじめに

明治三六（一九〇三）年三月、第二次鉅毒調査委員会の報告書が桂太郎首相宛に提出され、六月に公表された。そこに遊水池設置案が示されているのを見ると、田中正造はそれを「鉅毒問題の治水問題へのすり替え」と非難し、明治三七（一九〇四）年七月、「鉅毒の埋葬地」とされた谷中村に入り、以後、大正二（一九一三）年九月に七三歳で亡くなるまで、谷中村残留民とともに廢村の不当を訴え続けた。

この晩年の一〇年間は田中正造に「谷中中学」（林竹二）という苦難に満ちた貴重な体験をさせるとともに、「共生の思

想」(花崎皋平) という思想的境地をもたらし、彼を「エコロジイ思想の先駆者」(ケネス・ストロング) に仕立て上げた。その意味で田中正造の晩年は実り多いものであった。

しかし、その一方で、晩年の田中正造は、見捨てられ、忘れ去られ、時には地元からも疎まれる孤独な存在であった。彼の晩年の孤独を示す一つのエピソードがある。田中正造が死去する前々年の明治四四(一九一一)年、郷里の佐野町春日岡山惣宗寺で、ある人の追悼会が行われた。この会には地元の人々が集まり、東京からも名士が駆けつけるなど盛況だった。田中正造もこれに参加していたが、地元の人たちは昼食時になっても正造の食事を用意せず、見かねた東京の人たちが別室で僧侶と一緒に食事をさせたほどであった。そのうち彼は、皆がまだ席に着いているうちに一人席を立ち、とぼとぼと一番先に去っていったという。^①

田中正造を晩年まで支援した数少ない同志の一人である福田英子は、田中正造の晩年について「近年の、翁の境遇は、実に哀れなものでありました」と述べ、

「永い間には、いくら同情のあつた人でも……ないない持て居た様な人も少なく無かつた様です。晩年の、この寄るべなき、翁を、心から歓迎したといひ得る家はこの広い東京に何軒ありましたらうか。……或昔なじみの弁護士さんの家などでは、翁がわざわざ御老体を運んでいらしたのに逢つても下さらず、お待ちして居れば、御昼時になつても御飯さへもたべさせて下さらぬ家がりました」^②

と続けている。

田中正造の晩年は思想的に実りあるものであつたが、それと同時に、社会的には(少数の谷中残留民との連帯を別にすれば)孤独なものであったのである。

なぜ晩年の彼は孤独だったのか。それは言うまでもなく彼の周囲から人々が去っていったからである。では、なぜ彼から人々が去っていったのか。その理由の一つに、彼が晩年を賭けた谷中村の戦いが、人々の支持・共感を得られなかったということが考えられるのでなかろうか。本稿は、当時の人々（田中正造以外の）が、谷中村問題をどう見ていたのかを探ることを課題とする。

ところで、谷中村問題に対する、田中正造以外の見方を扱った研究は、実はそれほど多くない。それというのも、足尾鉾毒問題に関する事柄の多くは、田中正造の主張を通して論じられる傾向があるからである。いわば足尾鉾毒事件研究と田中正造研究とが一元化しているのである。その結果、田中正造と異なる見解は、田中正造と同じ口吻で痛罵されるか、無視されてきた。

偉人の足跡をたどることはたしかに歴史研究の重要な任務の一つである。また、偉人の思想を内在的に理解して、それによって歴史を判じることが歴史家の大切な仕事の一つであろう。しかし、看過されてきた過去の事実を明らかにして、歴史の実相に迫ろうとすることもまた歴史研究者の重要な使命の一つのはずである。本稿は、足尾鉾毒事件研究および田中正造研究の大勢において等閑に附されてきた、田中正造以外の当時の人々の谷中村問題に関する意見を知ることがを目的とする。

谷中村問題の捉え方は田中正造のそれだけでなかった。そのようなさまざまな捉え方を本稿では明らかにする。それによって足尾鉾毒事件研究に奥行きや多面性を与えられるであろうし、田中正造の思想的先駆性を理解する一助ともなるであろう。

当時の人々が谷中村問題をどう捉えていたかを知るために、本稿では谷中村廃村に関する新聞報道を検討する。

足尾鉍毒事件に関する新聞報道を考察対象とした先行研究は多くはないが、優れた先行研究として山本武利『公害報道の原点』（一八九一年）と松井研究員「足尾銅山鉍毒問題と当時の言論」（一九七〇年）が存在する。山本氏の研究は、田中正造と足尾鉍毒事件研究者の間で広く知られた研究で、主要な在京紙を網羅して、足尾鉍毒問題の発生から鉍毒世論の鎮静化までを扱ったものである。松井氏の研究も足尾鉍毒問題の発生から「鉍毒問題の終息」までを扱っている。

このように両著とも足尾鉍毒問題に関する新聞報道を通時的に扱っているが、とりわけ明治三〇年に華々しく展開された鉍毒論争と明治三〇年代前半の『毎日新聞』の活躍に焦点を当てており、谷中村問題が発生した明治三〇年代後半以降については「鉍毒報道の収斂と鉍毒世論の鎮静」（山本）あるいは「鉍毒問題の終息」（松井）として、それまでの叙述のエピローグ的な役割が与えられて略述されているにすぎない。たしかに明治三〇年代後半には足尾鉍毒問題に関する報道の数が減ったことは事実であるが、なぜ報道量が減ったのか、その理由が考察されなくてはなるまい。また報道量が減ったにせよ、その減った中での各紙の報道のしかたや特徴も考察の対象に値する。さらに、この時期の新聞報道を丹念に辿ることによって、先行研究と異なる知見も得られるであろう。

また、両著ともに在京紙を素材としているが、本稿では在京紙のほかに地元の地方紙も考察の対象としたい。在京紙の読者にとって足尾鉍毒問題はもはや関心を引かれないテーマであったかもしれないが、地元の人々にとって足尾鉍毒問題は決して過去の問題どころでなく、一日も早い解決が求められる問題であった。それゆえ地元の地方紙はこの問題

を丹念に報道している。そうした地元紙の一つである『下野新聞』の報道も本稿では考察の対象とする。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

本稿の叙述の仕方は次の通りである。新聞の記事は同時代の出来事を報じ、論じたものであるから、本稿ではまず報道の背景を知るために出来事の概要を記す。そのあと各紙の報道の仕方・論調を紹介する。出来事に関する報道がない場合には、報道がないこと自体に意味があるので、その旨を記す。

取り上げられる谷中村問題は、明治三十六年の谷中村遊水池化案の公表とそれの具体化である谷中村買収費用の栃木県会および帝国議会における審議・可決（第一節）、谷中村廃村に向けて着々と手が打たれていった中間期（第二節）、買収に応じなかった谷中残留民に対する強制収用（第三節）である。

第一節 谷中村の遊水池化をめぐる世論

（一） 第二次鉱毒調査委員会の報告書

明治三六（一九〇三）年三月三日、第二次鉱毒調査委員会の報告書が桂太郎首相に提出された。報告書の概要は次の通りである。⁽⁶⁾ まず報告書は、足尾銅山の鉱毒被害と呼ばれているものに「銅山有害瓦斯……附近森林を荒廃すること」と「銅山各所より流出する物質の渡良瀬川下流沿岸地方に於て害を及ぼすこと」の二つがあると指摘する。そして、銅山付近の森林被害について、その原因は①銅山の製錬過程で飛散する有毒ガス、②燃料その他の需要に応じるため行われる濫伐、③野火の三つであると、その対策として「必要の箇所には砂防工事を施し樹種の選択を宜くし必要な地は伐木を禁止し又注意を周到にし野火を防ぐ」ことを勧める。

一方、銅山から流出する物質による被害については、栃木・群馬・埼玉・茨城の四県下の農作地約一万七千町歩に鉱毒被害があることを認め、その原因は「主として土壤中に較多量の銅分の存在すると、土地卑湿にして冠水すること頻繁なる」ためであるとす。土壤中の銅分は渡良瀬河水によるものであり、「渡良瀬河水に銅分を含有することは幾多分析の成績に徴し明なる」ことを認め、しかも「渡良瀬川本流河床の土砂及足尾銅山附近に於ける諸溪流の水に銅分を含有すること多きを見る」と銅山付近に銅分が多いことも認めている。

しかし、その一方で、「足尾銅山現業より排出する水中の銅分は微少なり」と報告書はいう。すなわち、

「銅分の根源は明治三〇年予防命令以前に於ける鉱業上の排出物の足尾銅山一帯の地域及渡良瀬河床に残留するもの其の大部分を占め、足尾銅山現業に基因するは比較的小部分に過ぎざる」というのが報告書の見解であった。

こうして渡良瀬川沿岸の鉱毒被害は明治三〇年の予防工事命令以前の残存銅分が洪水などによって拡散されるためのものであるとされ、それゆえ「渡良瀬川沿岸に於ては治水の業を起すを要」し、

「該川は利根川との関係上堤防の修築のみに依り氾濫を防止することは蓋し不能のことたるべきを以て、流域中適当の地に一時増水を蓄積し徐に之を流下するの作用を為さしむるの目的を以て遊水池を造り」

と遊水池造営の必要が説かれた。

(二) 報告書に関する新聞報道

この報告書は同年六月三日、第一八議会における井上甚太郎・大久保雅彦の質問と島田三郎の質問に対する政府答弁

書の添付資料として公表された。

報告書が公表されると、『東京日日新聞』は報告書の内容を連載の報道記事の中で詳しく紹介し、六月九日には社説「鉍毒調査会の報告書を読む」で報告書を取り上げて論評した。それは報告書について「世上今日これ以上の材料あらざるに於て暫く信を該報告書に置かざるを得ず」とした上で、同報告書を「大に世人多年の疑惑を解くもの多し」と評し、報告書が提唱する「治水工事乃ち遊水池新設の大工事にして着手せられずんば徒に勞して毫も功なきに終るは炳として火を觀るが如し」と政府に促すものであった。

『時事新報』は四月五日、「鉍毒調査会報告要領（足尾銅山に関する分）」という記事で報告書の大要を記し、「鉍毒処分就て」という別の記事では第一次鉍毒調査委員会の結論と第二次鉍毒調査委員会の結論の比較を行っている。また同日の同紙の社説は「専門技術家を優待すべし」というもので、足尾鉍毒問題のことと明示していないが、第二次鉍毒調査委員会を念頭に置いているものと思われる。具体的に名指しすることなく、一般論として論じるのは、後に第三節でも見るように『時事新報』の常套手段の一つであり、同社説は「一國工業の発達に専門技術家の技倆經驗に依る所多きは實際に疑を容る可からず」であるから専門技術家の言を信用せよと説いていた。

『東日』と『時事』の社説に共通するのは、第二次鉍毒調査委員会とその報告書を「専門家」の意見であるという理由で尊重するという態度であった。

『報知新聞』は六月六日から一三日にかけて、全六回にわたって社説「鉍毒調査の成績（一）〜（六）」を連載しており、この社説で『報知』は報告書の内容を紹介するとともに「卑見を挿む」としている。それによれば、渡良瀬沿岸の鉍毒被害は浸水と冠水によってもたらされるものであるから「渡良瀬川の治水策を講ずるの最も急務なるは言ふ迄も

無し」と、基本的に報告書の内容を信頼して論を進めている。また明治三〇年の予防工事命令による予防工事についても、それが概ね良好であり相当の効力を収めつつあることは「委員会の報告書に徴して明かなり」と報告書の判断を全面的に信頼している。したがって第二次鉱毒調査委員会の報告書が提唱する遊水池設置案についても、「之を措て他に妙策あること無けむ」と評価する。それゆえ社説は次の注意を諸方面に促し、①被害地人民は「輕率妄動を慎み、過大の要求を避け、常識に考へ、相当の範囲内に於て事の成功せむことを努む可し」、②栃木県会は「年々数万の治水費を負担するの苦痛を思ひ、国民の補助を仰ぎて、政府と共に治水策の実行を図り、永く禍根を絶つことを努む可し」、③政府は「国帑を支出し、地方費を補助して治水策の実行に努む可し」、④足尾銅山鉱業主は「除害工事とも謂つ可き治水策の実行に際し、若干の金円を寄付して治水策を助く可し」として、「斯の如くにして始めて鉱毒問題の解決せらる可きを信ず」と論を結んでいる。

『読売新聞』は少し遅れて七月二三日に社説「鉱毒問題解決の一方法」を掲載した。これは第二次鉱毒調査委員会の報告書を直接論じたものでないが、鉱業地付近で有害物質が出現するのは「恰も影子の実体に於けるが如し」もので避け難いのであり、被害を救済するために「鉱業其物を荒廢せしめ、天物を暴殄するの謂れなし」と銅山を擁護し、さらに

「鉱業被害地の慘状たる、果して一部人士の唱道若くば該地人民の呼号の如くなるやは疑問なるも、仮りに事実^ちに幾か^ちしとするも、吾人を以て之を見れば、必ずしも工事を中止し、絶望的に廢坑するの理由を見ず……其禍根を絶^ち對的に途滅するの不可能たるを認むると同時に、國家の長計より打算して、其輕重を較し、一部の苦痛は永久相伴^ちふの已むを得ざるを知るなり」

と明確に銅山側の立場に立って被害民の主張を疑問視し、「国家の長計より打算」して田中正造らの主張する操業停止論を否定した。ここにはかつての鉱毒論争で被害民の立場に立って操業停止を要求した『読売新聞』の面影はなかった。^⑧

『東京朝日新聞』は六月五日から一〇日にかけて全一〇回にわたって報告書の内容を詳しく紹介したが、論評はあえて行っていない。この頃『東京朝日新聞』は、「不偏不党・公平中立」を標榜する報道新聞として（それまでの政論新聞にかわって）台頭著しかったのであるが、「不偏不党・公平中立」に事実を報道することは、事実の追認・現状肯定の効果を持つ場合がある。第二次鉱毒調査委員会の報告書を「不偏不党・公平中立」に伝え、しかもそれについて論評を行わないことは、第二次鉱毒調査委員会の報告書の内容だけを一方的に読者に知らせ、それを批判的に検討する素材を与えず、そのことによって報告書の論理に読者を引きずり込む効果を持ったであろう。

島田三郎が社長を務める『毎日新聞』は他紙に比べて足尾鉱毒問題を取り上げることが多かった。第二次鉱毒調査委員会報告書の公表に先立つ明治三六（一九〇三）年五月一〇日、『毎日新聞』は社説「鉱毒問題調査の結果如何」で島田自身が関係していた鉱毒問題解決期成同志会の活動を取り上げ、前日の九日に同会の意見書を桂首相に提出したことを報告し、さらに五月二六日の社説「鉱毒問題解決意見」では同会の意見書をそのまま掲載して紹介している。それによると、鉱毒問題解決期成同志会は「初めより停止の可否を胸底に蓄へず独立の位置に立ちて専ら事実の調査に努め」たが、その結果、「現在の営業を継続するは地勢の許さざる所にして国土人命に及ぼす危害は遂に之を避くる能はざるべきを信ずる」という操業停止の結論に達したという。その理由は、足尾銅山は六〇〇メートルの高山にあり、渡

良瀬・利根・江戸の諸川を経て数十里の沿岸に鉍毒被害を及ぼすからであり(海近くに銅山があれば、その被害ははるかに小さくて済む)、また日本の水田稲作は河川の水を利用するので、それに伴って被害が拡大する(畑作農業であれば、被害は稲作に比べて小さくて済む)からである。この鉍毒問題解決期成同志会の結論が、そのまま『毎日新聞』のその後の足尾鉍毒問題に対する基調となった。

『毎日新聞』は、第二次鉍毒調査委員会の報告書が公表されると、六月一二日から全六回にわたって社説「鉍毒問題は国家の大問題なり」を連載した。しかし、その膨大な分量の多くは報告書の内容を紹介することに費やされ、しかも報告書によって自分たちの年来の主張(足尾銅山の操業停止)が裏付けられたとして、「吾人が数年以来叫呼して世人に警告したる鉍毒の実害は、調査会の報告によりて、明瞭となれり」と述べている。見込み違い、あるいは樂觀的すぎた見方といわざるを得ない。その他のコメントも鉍毒問題解決期成同志会の主張を繰り返しているにすぎず、結論もまた同会のそれと同じく足尾銅山の操業停止であった。谷中村の廃村につながる「遊水池を造」る案については、その意味するところを見逃したのか、言及がない。

このように見てくると、第二次鉍毒調査委員会の報告書に言及している新聞はすべて報告書の内容を信頼し、そのうえで自紙の主張を展開していることが分かる。『東日』と『時事』は第二次鉍毒調査委員会の報告書を、それが専門家による結論であるという理由で信頼し、そのうえで『東日』は報告書提言の遊水池新設を政府に求めた。『報知』も報告書の内容を信頼し、明治三〇年の予防工事を有効だったとして、渡良瀬川の治水策を講ずることを政府に求めている。『東朝』は第二次鉍毒調査委員会の報告書を詳細に紹介し、論評や反対意見の掲載を行っていないが、そのことは

客観的には報告書の内容を支持する効果を持つ。

『読売』の論説は第二次鉞毒調査委員会の報告書を直接に論じたものではないが、これを機会に、田中正造たちが主張する銅山の操業停止論の不可を論じ、「国家の長計」から操業継続を求めている。銅山の操業停止を主張する『毎日』もまた報告書を信頼して、自分たちの主張が報告書によって裏付けられたとする一方、報告書が提言する遊水池新設案に関しては何ら言及するところがなかった。

このように第二次鉞毒調査委員会の報告書に疑念を表したり、その提言に反対を表明する新聞は皆無だったのである。

なお、第二次鉞毒調査委員会の報告書が提出された明治三十六年の秋、被害地は意外な豊作に沸いた。参考までに、それに対する各紙の報道（言及のある新聞に限り）を見ておこう。まず『東京朝日新聞』は、九月一八日の記事「鉞毒地の豊作」で、

「昨年渡良瀬川の洪水は沿岸各被害地へ厚さ一尺乃至二尺余の土砂を置去り或者は例に依り之を毒土として取去り或者は種代及び労力を賭して其儘試作せしに前者は全く一粒の收穫を得ず後者は之に反して無害地の田畝と同じく一二分の收穫を得ることゝなれり」

と報じ、「是に由て之を觀れば鉞毒は最早流出せざるに似たり」と結論づけている。

『報知新聞』は九月二八日の記事「鉞毒地豊作の原因」で、農学博士で第二次鉞毒調査委員会の一員であった古在由直の实地視察の談話として、「天候の適順なる時には鉞毒の惨害をも除去し得る事を証明したり」と述べたことを伝えている。農学博士による分析という形をとって、操業停止せずとも鉞毒除去が可能であるという見解の存在を読者に知

らせているといえよう。

これらに対し、『毎日新聞』は一〇月一六日から三回にわたって社説「鉍毒被害地の豊作」を連載、今回の豊作の原
因は

「本年意外の豊作を此地に見たるは、決して毒地其者の回復せしに非ずして、別に意想外の変象起れるによる……
昨年九月二八日の大風雨は、渡良瀬本支流より山土を推流して、毒地の上に厚き良土を置きたる」

ことによるとし、

「豊熟は、決して問題の解決を得たるに非ず、困難は依然たり、前途の危険は存続せり……本年の現象ありと雖、
苟も鉍山を処分して、水源を清むるに非れば、河水は依然毒物を齎し来りて、置土は再び毒化」

するであろうと注意を喚起している。この主張は田中正造が説くところと同じである。

現在の足尾鉍毒事件研究の多くは、この年の洪水について田中正造と同じ見解をとっており、それ以外の、たとえば
『東京朝日新聞』や『報知新聞』のような見方は取り上げられることすらほとんどない。しかし、当時においては、田
中正造と同一の見方を示していたのは『毎日新聞』のみであったのである。

(三) 栃木県の動き

ところで、報告書では遊水池の場所が具体的に指定されることはなかったが、すでに第二次鉍毒調査委員会の審議の
過程で、

「先づ藤岡の決潰点より赤間沼へ引水し之れより谷中村へ流入するの計画にて設計するに、平均十尺の深さとし

三千町歩の遊水池あれば或は可なり奏効せむと思料す^⑨」

と論じられ、また報告書中でも

「仮に遊水池の深を平均十尺とするときは之に要する全面積は二千八百町歩乃至三千百町歩とす」

とされていたから、名指しされないまでも遊水池予定地の一つとして谷中村が想定されていることは明らかであった。

栃木県は前年の明治三六（一九〇三）年一月、明治三五年度歳入歳出追加予算の「臨時土木費治水費堤防費修築費思川流域の部」の費目に、谷中村買収費として三七万六六一〇円余を計上する案を第五回臨時県会に提出した。このとき県会は、政府の鉅毒調査委員会の審議が終了に近づいているので、その結果を待つて処置するのが適当であるとして県当局の案を否決した^⑩。

県当局の認識では、谷中村付近は水害に襲われやすく、県財政に負担をかける「厄介村」であった。「明治三十七年度事務実績調書」（栃木県）の下都賀郡長から県への事務報告書によれば、下都賀郡南部は連年水災を受けているが、この年五月の大雨では谷中村大字内野の赤間沼にかかる堤防が決壊し、全村に氾濫して「恰も一大湖沼の如く」なり、郡は谷中村に白米と粃種を支給、続いて七月・九月・十一月にも罹災したため、七月に谷中村・野木町・三鴨村、九月には谷中村と三鴨村、十一月にも谷中村に白米を支給したという^⑪。

白仁武栃木県知事は、明治三七（一九〇四）年八月二〇日、「谷中民有地を買収して瀦水池を設ける稟請」を芳川頭正内務大臣に提出、

「抑も下都賀郡南部一帯谷中村は殊に四面皆水を以て圍繞せられ、之か堤防の如きは随て築き随て壊れ、田園の荒涼常に村民困憊の極に陥るのみならず、将来も亦殆んど安全の途なからんとす」

と谷中村の絶望的状况を訴えたあと、

「一大潜水池を設けて水勢を緩和」することは「啻に本県南部の禍害を除却するに止まらず、亦以て利根本川の流勢を緩和し関係諸県の災厄を軽減する」

ものであると谷中村を潜水池とすることの効能を説き、しかし

「計画大に費用多く比年災害の為巨多の費用を消尽し、加ふるに社会の進運に伴ひ施設を要するもの少からざるか故に独り県の費用を以て経営するは到底不可能の事」であるから、「深く県民の休戚と国家の利害とを商量せられ、特に国庫の費用を以て施行せらるゝか、若は相当の補助を与へられ、速に其目的を達するに至らしめんこと切望の至なり」

と谷中村買収の国庫補助を求めた。¹³⁾

同年一一月から開かれた第八回通常県会で、県は県会最終日の一二月一〇日に谷中村買収費を含む「明治三十七年栃木県歳入歳出追加予算案」を上程した。¹³⁾ 議長の間田嘉七が「都合に依つて一六号議案明治三十七年度栃木県歳入歳出追加予算中歳出臨時部第三款の一読会を開きます」と告げると、鈴木延吉は「此短期なる少時間に於て之を審議するは我々議員の職責として最も重いことである、斯う云ふ重大なる問題を軽々しく僅かの少時間に於て議に附することは我々の最も恐れる所である」として「我々に考慮の時間を与へる為に、相当の期間中臨時会を召集せられて提出あらむことを希望致します」と臨時会の開催を建議した。これに大和尚一・鯉沼九八郎らが賛同したが、起立少数により臨時会開催の動議は否決された。

一読会に入ると、鈴木は「堤防修築費……はどう云ふやうな所へ斯様な金員を支出することになって居りますか」と予算案に明示されていない堤防修築費の具体的な使途を尋ねた。すると県書記官の小田切磐太郎は「是から色々討議も致し質問応答も沢山あるであらうと思ひますから、委員でもお控えになれば都合が宜いと思ひます」と委員会の設置を希望した。委員会は秘密会とされており、傍聴を禁じられ、議事録もとられないことになっていた。

鈴木は委員会設置に賛成し、「其委員は即ち出席三〇名を以て委員に宛てられむことを建議致します」と総委員制を建議した。起立多数により総委員制の委員会設置が可決された。

この県会に先立って買収工作が大々的に行われていたようである。手塚鼎一郎『栃木県政友会史』や荒畑寒村『谷中村滅亡史』によれば、当時県会議員ではないものの憲政本党内で相当の勢力を有していた大門恒作が、ひそかに白仁知事を官邸に訪問し、谷中村の買収はまず地元である下都賀郡で多数を占めている政友派の議員を籠絡し、さらに県会の多数党である憲政本党の賛意を求めるほかにない、ついでには自分は幸いに県会議員でないので、両派議員に接近してその手段を講ずべしと告げ、数刻の密談ののち、白仁知事は大門に事を託すに至ったという。

当時、県会議員の間で花札が流行っており、政友派は県庁前の「鶴の里」で、憲本派は埴田町の甲辰倶楽部で毎晩のように花札に興じていた。大門はこの花札を口実に政友会議員と交遊して接近し、ついで甲辰倶楽部で憲本派とも花札に興じた。大門に対し白仁知事は特に巡查部長後藤房之助を付随させ、巡查等の手配を防止し、花札資金も提供したという。こうして大門は政友派および憲本派と谷中村買収案通過の密約を結んだ。

また同じ頃、安蘇郡の関口呉一郎は安生順四郎らと結び、憲本党の首領横尾輝吉を説いて同案可決の約束をさせた

いう。こうした準備の上、谷中村買収案は県会に諮られたのであるという。

さて、委員会後に再開された二読会で、議長から、委員会で原案が一八対一一で可決されたことが報告された。その後、大久保源吾が修正動議を提出、委員会では県当局から

「四八万五三九八円九銭二厘と云ふ金は、詰り下都賀郡の谷中村の堤防修築費になつて居ります、それはどう云ふことであるかと云ふと、谷中ならば諸君が御承知の如くに困らずに川沼を以てして治水上頗る難渋の土地である、如何に之を修築するも到底用いやうがない、県の経済の上から云つても是は詰り溜水池として買収するのが策の得たるものであると云ふのであります、県経済の上からさう云ふ理由であるし、又一方南部の谷中村に接しました処の生井村毛谷村である、其他数村の治水に付いては之を溜水池にすれば利益がある、此二つの理由になつて居ります^⑤」

と説明されたが、大久保としては谷中村を溜水池にしたとしても治水上安全ということはできない、また谷中村以外にも築堤に金のかかるところはたくさんあるのだから、谷中村だけが県の経済上引き合わないとして溜水池とするのは「不徳の事」として、谷中村買収費用に当たる四八万五三九八円九銭二厘を差し引いた額に修正を求めた。

これに荻野万太郎、鯉沼九八郎、秋田啓三郎、船田三四郎が賛成した。賛成の主旨として、鯉沼はさらに十分な調査を為すべきことを、船田は「其土地を保護し及其土地に付随した処の住民を保護するのが即ち治水工事の目的」であるのに「治水の方法を以て其治水の目的たる処の人民をまるで滅亡」することは道理上為すべきでないことを述べた。

しかし、採決の結果、この修正説は一八対一二で敗れ、さらに原案が起立多数により可決された。こうして谷中村の

買収が決定されたのである。

谷中村の運命を決めるこの県会の模様を在京紙で伝えたのは、「東洋一」の広い紙面を誇る『時事新報』だけである。^⑤『時事新報』は二月二日に宇都宮特電として「谷中村買収問題」を掲載、県当局の要望で秘密会となったことなどを報じ、「要するに之が関係を有せる安蘇足利、下都賀の三郡の議員は絶対に買収に反対し極力之が否決に勉め……前記三郡の議員を除くの外は総て賛成を表するに至りたり」と伝えた。これ以外に谷中村買収の決定を報じた主要在京紙は、管見の限り皆無である。

地元紙である『下野新聞』は当然、県会の模様を詳細に伝えていたであろうと想像されるが、散逸しているため紙面を確認することができない。いつの日か発見されるのを待ちたい。

(四) 中央の動き

栃木県からの要請、さらに同県の県予算の成立を受けて、政府（桂太郎内閣）は災害土木補助費（内務省）を盛り込んだ明治三十七年度追加予算案を第二一議会に提出した。

この費目が審議された二月二三日の衆議院では、群馬県選出の武藤金吉が

「之は単に此災害費災害救助と云ふが如きものでないので、是は羊頭を掲げて狗肉を売るところの案であって、此災害費として、谷中村を買収すると云ふところの、怪しからぬ案であります」

と費目の内実が谷中村買収費であることを指摘し、また谷中村買収を決めた栃木県会について

「県会の最終の日のもう一時間しかない」と云ふ場合に、全員を秘密会にして、蠟燭を点けて、此の栃木県会で此の買収案を議決したのでございます」

と強調し、「此の如きものは徹頭徹尾本員は否認すべきものと思ふ」と結んだ。

次に島田三郎が立つて、

「是は本文には栃木県水害補助費とあつて……簡単に総ての土木補助費の如く見えて居りますが、其性質は左様なものにあらずして……鉾毒事件の余沫でございます」

と費目の内実が「鉾毒事件の余沫」であることを指摘し、

「今日は谷中村一村の事と看過する事勿れ、斯の如き事を是認したる結果は、日本帝国何れの所にも、斯の如き事が起らうと思ひますから……人権のため並に斯の如き歴史ある村民のため、此款項を延期するところの発言を致します」

と問題の持つ波及的意味に注意を促し、この費目の延期を要求した。

これらの反対演説に対して内務大臣芳川顕正は、谷中村を遊水池とすることは「渡良瀬川全体の治水の経営」から見た「技術家の論定」であり、「此技術家の論定に従つて、行政官は仕事をしなければならぬ」と、第二次鉾毒調査委員会における専門家の判断によるものであることを強調し、それをこの費目の正当性の根拠とした。

また芳川内相は、武藤の最終日に秘密会で行われた栃木県会のあり方についての批判に対し、「灯を点じてやることは此議会に於ても幾度もありませう、秘密会でもしたことも幾度もありませう」と反論し、「吾々は諸君の決議を神聖なる帝国議会の決議として尊重すると共に、地方議会も同様に適當なる決議を致した以上は之を神聖なるものとして、之

を重んじなければならぬと信じて居るのである」と今回の土木費補助が地方議会の議決にしたがつたものであることを強調して、この費目の正当性の根拠とした。

その他の意見はなく、採決の結果、起立多数により原案通り可決された。こうして中央でも栃木県の谷中村買収が認められ、それに対する国庫補助が正式に決定されたのであった。これを報じる在京各紙の報道はいずれも淡々としたもので、一二月二三日の衆議院の審議を一括して伝える中で一、二行触れられているにすぎない。またこれに対して積極的に論評した在京紙は皆無であった。『下野新聞』は相変わらず散逸している。

(三)(四)で見たように、谷中村の買収が正式に決められていく中、少数の県会議員や衆議院議員がそれを問題にしたが、それを積極的に取り上げ、また論評しようとする新聞はなかったのである。

第二節 中間期

本節では、前節で見た谷中村買収の正式決定に従って、谷中村の買収が具体的に進行していく中間期について考察する。

年が明けると栃木県当局は谷中村買収の準備に着手し、明治三八（一九〇五）年三月一七日、白仁武栃木県知事が告諭を発し、^⑧

「当庁は谷中村民現態の境遇に対し、其性命の保護、財産の安固に関し之を既往に鑑み将来に察するに、一時姑息

の手段を施し現在の地域に居住するに於ては到底之を全ふする所以の途にあらざるを知れり、因て反覆審案幾多の苦慮を重ね種々の方法を講じたるに其安寧を保ち福祉を進むるの途は、今回の潜水池設置を機とし唯適當の土地を撰み其居を移すの一あるのみ」

として「各自徒に現況に逡巡せず、深く将来の利害を稽量し切に其危を去り安に就くの途を採らんことを要す」と谷中村民に移住を求め、

「若夫移転すべき土地のごときは任意の選択に属するも、当庁は特に之が便宜を図り国有林野を予約開墾の方法に依りて貸与し開墾成功の上は其所有に帰せしむべく、又現在の土地及物件は其補償の請求により之を処置し、其他土地及物件を有せざる者に対しては別に救済の方法を講じ、之をして相当の資産を得せしめ共に安全なる地域に於て永遠に幸福を享受するの利あるべし」

と移転には移転地や所有物件の補償について便宜をはかると告げた。

同年一月一六日、県当局は「堤内所有物件買上を望める者は、当役場へ書面を以て申出候様、御部内に御通知相成度、此段申付候也」との告示を発し、¹⁹⁾所有物件の買上を希望する者は役所に届け出るように告げ、これを機に買取を開始した。

谷中村民の中には県の告諭・告示に応じて移転を申し出る者が始め、「本年三月十七日附告諭第二号の御旨趣に基き……隣村の国有林に移住仕度候」と隣村(野木村か?)の国有林へ移住を希望する者や、那須郡国有原野への移住を希望する者、あるいは北海道への団体移住を希望する者が現れた。²⁰⁾

他方、県当局は買取に応じない村民に対する圧力を強め、明治三九(一九〇六)年四月には「下都賀郡谷中村大字恵

下野官有堤塘上に設置したる家屋は、明治三拾七年栃木県令第六一号の手續を経ざるものに付、之を取払ひ原形に復すべし」と家屋取払令を発して堤塘上の家屋の取り払いを命じ、また同時に

「下都賀郡谷中村大字恵下野官有堤塘上に設置したる家屋を取払ひ原形に復することを命したるに付ては、本月二五日迄に之を實行すべし。

前項の期間内に実行せざるときは、当庁自ら之を執行し、又は第三者をして執行せしめ、其の費用を徴収すべし。右行政執行法第五条及施行令第五条に依り戒告す」

と戒告書を発して、自発的に家屋を取り払わない場合は県が執行して費用を徴収すると告げた。

また村民に対する個別的な圧力も行われ、その仕方としては、たとえば

「若し長く谷中村に残留するとせば、金二千三百円余の村税を賦課して、徴収するに至るべし。若し其れ不納の事あれば、国税収納処分法により財産を差押へても取立つ」

と村長職務管掌⁽²³⁾から言われて「恐怖の念禁すること克はず、遂に承諾書差出た」といった例や、巡査が

「已に知事が急水留破壊の命令を発したる以上は、……人民の費用を以て官自ら破壊するものなり……此費用を徴収せらるゝとせば、御前たちが行立ちようはないから、早く早く了管して補償処分に応じた方がよいではないか」と言つたという例、あるいは村役場の官吏が

「麦蒔きすべからず、蒔ても樋門を塞ぎて水を溜めて麦畑に水を入れ……麦畑を浸して麦を取らせぬ、麦蒔無駄なり、夫よりも早く補償を受けて立去るのがよろしい」

と言つたという例などが史料に残されている。⁽²⁴⁾

これらの結果、明治三八（一九〇五）年の第九回県会で小田切書記官は、「既に全戸数の半数」が買収に応じたと言っている。²⁶⁾

明治三九（一九〇六）年五月一日、栃木県は告示第一七六号を発し、

「町村制第四条に依り下都賀郡谷中村を廃し其区域を同郡藤岡町に合併し本年七月一日より施行す」²⁷⁾

と谷中村を廃してその区域を藤岡町に合併することを告示、七月一日、谷中村区域は藤岡町に合併された。こうして谷中村は行政上消滅した。

明治四〇（一九〇七）年一月二六日、政府は栃木県を起業者として谷中村に潜水池を設置するための「土地収用法に依り土地を収用することを得るものと認定す」という内閣総理大臣名の土地収用認定公告を出した。これにより残留住民に対する立ち退き強制が可能となった。²⁸⁾

これを受けて一月二九日、下都賀郡長・分署長・巡査等が残留民の各戸を訪問し、内閣の認定公告について説明して回った。

二月四日には藤岡町長が、収用法を適用されれば樹木・建物は交付されず、移転料も支給されないなどの不利益を被るので県の買収に応ぜよとの告諭を、残留民に送達している。

六月一二日、栃木県第一部長と第四部長が藤岡町役場に出張して、買収に応ずるよう残留に訓諭した。それとともに県は残留民に戒告書を発し、

「谷中村の土地及び物件は栃木県の起業に係る潜水池設置事業の爲め栃木県収用審査会の採決により引渡及び移転を要する処、収用時期に於いて其の義務を履行せざるに付き、明治四〇年六月二二日を期し之れを履行すべし、前記の期日に於いて義務を履行せざる時は土地収用法第七二条に依り処分すべし」

と二二日まで物件を移転すべし、移転しない場合は強制執行すると戒告した。⁽²⁸⁾この頃までには、もとは四五〇戸・二七〇〇人いた谷中村民が一九戸（堤内一六戸・堤外三戸）一一人になつていた。⁽²⁹⁾

立ち退き期日である六月二二日、県は二三日に行う予定であつた強制破壊を延期し、二八日まで物件を移転せよと再戒告書を残留民に渡した。二三日には中山知事が藤岡町役場に赴き、県の要求に応じるよう残留民に説いたが、残留民は聞かず、二五日夜に集會して

一、我等は谷中村民に対し土地収用法を適用し土地物件の買収強制執行を為すを飽くまで県庁の不当残酷の処置なりと信ず

二、官吏が強暴の所為を以て臨まざる限りは断じて腕力に訴へ抵抗せざることを約すと決議した。

六月二十九日、二八日までに移転に応じなかつた堤内一六戸・堤外三戸一一人の残留民に対する強制破壊が行われることになる。

こうして谷中村の買収と強制破壊に向けての準備とが着々と進行しつつあつた中間期において、谷中村の模様を報じた在京紙はほとんどなかつた。『下野新聞』は例によつて欠落している。

谷中村の様子を報じる在京紙がほとんどなかった理由の一つとして、明治三十七年二月に日露戦争が勃発したことが挙げられるであろう。前年の明治三十六年からすでに各紙の紙面の大半はロシアの満州撤兵問題と日露交渉によって占められ、明治三十七年から三十八年前半にかけては連日の戦勝報道、三十八年後半はポーツマス講話問題で紙面は占められた。こうした中、足尾鉍毒問題が報じられなかったことは理解に難くない。

しかし、日露戦争が終了した後、足尾鉍毒問題が紙面に取り上げられる機会は少なかった。それは、これまでの研究で指摘されてきたように、足尾鉍毒問題に対する一般の関心が薄れたためであろう。では、なぜ一般の足尾鉍毒問題に対する関心は薄れたのであろうか。

この時期に足尾鉍毒問題に対する一般の関心が薄れた理由の一つとして、第二次鉍毒調査委員会の報告書をきっかけに足尾鉍毒問題に対する一般の見方が変化したことが考えられる。前節で見たように、第二次鉍毒調査委員会の結論は専門家の結論として尊重され、それに対する疑問や反論は提起されず、足尾鉍毒問題は第二次鉍毒調査委員会の報告書によって解決されたものと見なされるようになった。それゆえ谷中村問題は今さら論ずるまでもない問題と見なされるようになったと考えられる。そのことは谷中村問題に対する言及がないこの中間期には確かめがたいが、谷中村問題に関する報道が一挙に増える次節の谷中村強制破壊の報道で直接的に確認されるであろう。

ところで、こうした一般的状況(足尾鉍毒報道の低調)の中、『毎日新聞』のみは足尾鉍毒問題・谷中村問題を散発的に取り上げていた。明治三六(一九〇三)年一月三日、『毎日新聞』は田中正造の談話を第一面に掲載し、谷中村問題を忘れないでほしいという彼の声を伝えた。しかしそれから明治三八(一九〇五)年一月まで、さしもの『毎日新

聞」も日露戦争報道に追われて、足尾鉍毒問題・谷中村問題を論じることはなかった。

明治三十八年一月三〇日の社説「鉍毒問題の余殃」は、谷中村問題とは

「唯谷中村が日本の地図より消滅する非常の件のみならず、此の如き処分が、国民に容易に加えられるゝ悪例を開く者として、世人の警醒を要する一大問題なり」

「若し非理の処分を以て、谷中村民を圧伏するを看過せば、他日全国到处、此非理を加えらるゝの漸を為す者なり……甲村は乙村の為に、数百年の村立を犠牲にする義務なく、一部落の人民が、他部落の為に、其生存権を毀滅せらるゝの理ある可からず」

として、この問題が全国民の人権にかかわる問題であると注意を促す。それは、かつての島田三郎の衆議院における演説（明治三十七年一二月）と同様の趣旨であり、また田中正造が各地で説いていたところと同一である。この日の『毎日新聞』は第一面に「谷中村買収断じて不可也」という署名（松堂）入り寄稿文も掲載している。

八月一八日の社説「谷中村買収事件」は、谷中村の堤防決壊について

「故意の所為にして、自然の結果に非ず、地方官は唯之を修めざるのみならず、却て人為の之を毀壊せる迹あり」と、これも当時田中正造が諸方面に訴えていたことと同一のことを述べ、また日露戦争に

「谷中村は五十人の軍人を出し……然るに出征の軍人帰村するの日には、其嘗て恋々の情を遣して出たる村は、渺々たる池沼となり、其顧みて別を惜みたる家人は、去りて異郷に離散すべし」

と田中正造が訴えていたことと同じ趣旨のことを記している。

明治三九（一九〇六）年四月二五日の社説「噫此虐政」は、今回の政府の措置が「明かに人民の生命と財産とを奪ふ

ものなり、人民居住の自由を奪ふものなり」と、既出(明治三八年一月三〇日付の社説)の人権問題として谷中村問題を論じるものであった。同年七月一日に『毎日新聞』は『東京毎日新聞』と改題したが、それによって同紙の足尾鉍毒問題・谷中村問題に対する言及は途絶するわけでなく、八月三日の社説「人禍にして天災に非ず」では、この年の関東地方の洪水に関して

「水源を涵養すべき森林が一種の徒の運動によりて濫伐せらるゝは、他日関東に洪水を招くの危険ありとは、二県有志の久く世に訴ふる所なり」と足尾銅山の濫伐を非難した。

このように『毎日新聞』は、谷中村の買収が着々と進行していた時期に、在京紙の中では例外的に谷中村問題を取り上げていた。しかし、その内容は田中正造の主張とほぼ同一で、独自の主張を行っていたわけではない。むしろ議会を去って考えを公表できる機会を極端に失った田中正造に代わって、彼の主張を世に知らしめるために紙面を提供していた観さえある。

第三節 谷中村の強制収用をめぐる世論

(一) 概況

明治四〇(一九〇七)年六月二九日から始まった谷中村の強制収用(強制破壊)の様子は、各紙が詳しく報じた。その理由は後で述べるが、その前に強制破壊の概況を素描しておく。それというのも各紙が報じる強制破壊の様子自体は

大同小異であり、本稿が問題にしたいのはその各紙の報じ方・論調だからである。それゆえ強制破壊の様子についてはここで一括して概況を記しておく。^①

強制破壊第一目の六月二十九日は、佐山梅吉・小川長三郎・川嶋伊勢五郎宅の家屋破壊が行われた。午前八時、植松第四部長率いる破壊隊が佐山梅吉宅に向かい、家財道具を雷電神社跡に運び出し、次いで家屋の破壊に着手した。佐山梅吉は妻子とともに家から動こうとしなかったため、田中正造と木下尚江が説得して家から連れ出し、住み慣れた家が壊されていくのを見守った。次いで小川長三郎と川嶋伊勢五郎の居宅破壊が行われ、破壊隊は午後五時に引き揚げた。

二日目の六月三〇日は茂呂松右衛門宅の破壊が行われた。同家は谷中村の最旧家で、父祖伝来四八〇年の歴史を有し、当代の建物は一二年前の建築で、本家・納屋・物置の三棟からなる大家であった。午前八時に破壊隊が到着し、中津川秀太郎保安課長が茂呂松右衛門を説諭した。松右衛門は泣きながら応諾したが、父祖伝来の位牌を捧持し、前庭に一枚の筵を敷いて座り、同家の名誉ある歴史を保安課長に語り、その家を去るに忍びざる情を語った。妻のしまも声を上げて号泣し、息子吉松（岸松と記す書もあり）の長男留吉も祖母しまの袖をつかんで泣くなど愁嘆場となった。これを見た吉松（岸松）は悲憤のあまり裸になって、ビール瓶に入ったもの（水ともアルコールとも）を口にしつつ「たとひ殺すとも足一歩も谷中を去る能はず、わが家は四百余年間を茲に住み馴れしものなり法律なればとて服する能はず」、「己れを殺せ、県のヤツら、コンナに多勢居やがって男一匹位え殺せねえか」と怒号してやまず、中津川保安課長と植松第四部長らが説得するも、「法律で破壊する家なればそのサーベルは要らぬはづなり、サーベルを持つは殺す了簡か、殺さば殺せ」と絶叫した。田中正造と木下尚江が説得しても聞かず、仲間の残留民らが「苦しからんが服従せよ、初より泣かぬ手向かはぬと約束せしにあらざや」と吉松を取り押さえた。やがて植松第四部長に督促されて破壊隊

が茂呂宅を破壊した。

茂呂宅の後は渡辺長輔宅が予定されていた。渡辺家には妻タへと長男長太・長女・次女のほかに七一歳になる老母と四一歳の妹ツヤがいた。ツヤはかつて赤麻付近の農家に嫁いだが、姑の虐待により精神錯乱し、一一年前から長輔宅に戻っていたという。かねてから妹の始末に思案し、立退か残留かで思い惑っていた長輔であったが、いよいよ現れた破壊隊を前に、地面に座って「この家は妹と二人で働いて拵へたのだ氣違の妹は此処で餓殺しにするつもりで居たのだ」と傍らの竹を手にして地を叩き、「土地収用が何だ、家屋敷まで取った上に家を壊すとは何だ壊すなら俺を殺してから壊せ」と怒号号泣した。兄の悲嘆を見て坊主頭の妹も半狂乱になり、顔色蒼白、部屋の中の器物や搔卷などを手当たり次第に投げつけ始めた。老母は涙ながらにこれに抱きついて「己が力さへあれば、之を生かして置かねえがこう年をとっては殺す事さへ出来ねえ、何と云う因果だろう」と嘆じた。木下尚江は植松部長に向かい、このまま破壊を断行すれば狂死か自殺かである、同家の取り壊しは後回しにしては如何かと提案、植松部長もこれを応諾して後回しとなった。

三日目の七月一日は島田熊吉宅の破壊が行われた。同家は覚悟の上と見え、家を明け渡し、破壊に任せた。

四日目の七月二日は島田政五郎宅と水野彦市宅の破壊が行われた。この日、破壊隊の増員が行われ、島田政五郎宅を破壊した後、水野彦市宅に向かった。水野宅では彦市(彦一と記す書も)が不在で、長女リウ(二二歳)が留守居をしていた。リウは「父上在さざれば、一指たりともふれしむべからず」と凛乎として動かなかつた。結局、リウは木下尚江の説得と彦市の帰宅を待つて家を引き渡したが、その毅然たる態度に村人も新聞記者も破壊隊さえも驚嘆したという。五日目の七月三日は染宮与三郎・水野常三郎・間明田仙弥宅の破壊が行われた。間明田宅では仙弥(千弥と記す書も)と妻のタキが座敷を離れようとしなかつた。これはかつて県から移住を勧告された際、植松第四部長が移住しなけ

れば放り出すと言ったのを捕らえて、「いつぞや藤岡町役場で四部長さんの訓示に、雨が降っても槍が降っても、人間が居れば抛り出しても破壊するといわれたが、人間を抛り出すという法律があるならば、その法律にかかりましょう。これまで、あれも法律だ、これも法律だというて今日の悲境におとし入れられたのだ。最後の一つを免れても仕方がない」と逆襲したものであった。県側は一時間以内に屋外に出るよう命じたが、それでも動かないので、破壊隊が夫妻を担ぎ出した。⁽³³⁾ そのあと家屋の破壊が行われた。

六日目の七月四日は間明田糸次郎宅・竹沢釣蔵宅・竹沢勇吉宅・竹沢房蔵宅の破壊が行われた。

七日目の七月五日は宮内勇次・渡辺長輔宅の破壊が行われた。この日、長輔は妹を他所に預けており、破壊は滞りなく行われた。

以下に谷中村強制収用に関する各紙の報じ方・論調を検討する。そのあとで小活を行いたい。

(二) 『東京朝日新聞』

当初の立ち退き期限がいよいよ明日に迫った六月二一日、『東京朝日新聞』は「谷中村強制破壊迫る」と題する記事を発表し、「下都賀郡谷中村は多年の水害にて年一年被害甚しく県庁も掘ろなく之を買上げて潜水池とし」云々と県庁の公式見解に従って報じた。

六月二二日前後に『東京朝日新聞』は特派員・太田昇太郎⁽³⁴⁾を現地に派遣、これ以降の記事は特派員からのものとなる。二四日の記事「谷中村騒動」は二二日の特派員電であるが、そこでは県側が主張する谷中村買収と強制収用の理由

を報じる一方、「可憐なる村民」と残留民に同情的な姿勢を見せてもいる。二五日の「谷中村騒動」は特派員と知事の会見内容を報じる一方、田中正造とも会見して彼の言い分も紹介している。二六日の記事「谷中村騒動」では「自分は緩慢なりなど云ふ批評ありし位穩便に村民の利益を重んじて茲に至りたる次第」といった知事の談話を載せている。

二七日以降、『東朝』は第二面と第四面の二つの紙面を使って谷中村問題を報じるようになる。二七日は第二面で現地の村民の様子を伝え、第四面で地方課長の談話を載せている。二八日も第二面で「谷中村破壊準備」「田中正造翁」といった現地の模様を報じ、第四面では「谷中問題と栃木県知事」と題して知事へのインタビューを載せている。このインタビューは、田中正造の県庁批判を、島田三郎の衆議院演説に基づいて再構成し、それを記者が知事につけて知事の回答を引き出すという形で行われたものである。

このように『東朝』は県庁側と村民側の双方のバランスに気を配った報道を心掛けているが、どちらかという県庁側に好意的であったように思われる。それは、先のインタビュー記事でも、たとえば知事の「同村を買収して瀧水池となすは村民救済の目的を以て企画されたるもの」とか「家屋取毀費用をも買収価格中より控除せらるゝことゝなるゆゑ村民の利益となるや必せり」などの回答を載せることで、読者に県庁の措置の正当性を印象づけるような記事になっている。

こうした県庁側に好意的で、村民にやや冷淡な『東朝』の態度は、二九日以降、より明瞭になってくる。二九日は第二面と第三面で谷中村問題を報じているが、第二面の「昨日の谷中村」では、

「村民は……強制処分は明日に迫りたるにも拘はらず本日何処を風が吹くかと云ふ態にて……自己の頭に降り

かゝる難事とも思はざる無頓着さ驚く許りなり」

と村民の様子をシニカルに伝え、第三面の「谷中村だより」では、「谷中村問題は愈二十九日を以て解決すべく……法律の結果余儀なき事」とし、さらに

「中村民は印度の民の如く自然の恩恵に浴すること多きため遊惰放縱にて四百余戸ありし内土蔵を有せしもの僅に七戸に過ぎざるを見ても貯蓄心なきを証拠立て候……村民は大概小作人たり故に時としては急ぎ収穫物を刈入れ置きて自ら堤防を破壊し小作料を免れたることも屢あり」

と村民を厳しく批判している。

三〇日以降は、二九日から始まった強制破壊の模様を、複数の紙面を使って詳しく報道している。三〇日は第二面で「谷中村破壊実行」「家屋破壊の惨況」、第三面では強制執行前の谷中村「谷中村事件当局の談話」「谷中村破壊公電」、第四面では「強制破壊の第一日」を三段抜き絵入りで報じている。七月一日は第二面で「谷中村破壊二日目」、第四面で「強制破壊第二日」「谷中村の惨状」を、二日は第二面で「谷中破壊三日目」、第四面で「強制破壊第三日」を、三日は第二面で「谷中破壊四日目」、第四面で「強制破壊第四日」を、四日は第二面で「強制破壊第五日」、第四面で「強制破壊第五日」を、五日は第二面で「谷中破壊終らんとす」、第四面で「強制破壊第六日」を、六日は第二面で「谷中破壊終了」、第四面で「強制破壊第七日」を報じた。その後、九日「谷中破壊顛末」で植松栃木県第四部長の談話を掲載した。

強制破壊の終了後、『東朝』は七月一〇日の「谷中村の名残」で今回の出来事を総括して、村民が「愈喪家の民となり路頭に迷ふ人」となったのは「法律の結果」とし、

「此悲惨なる運命に陥るべきを予想しながら彼等が仮住居地の準備さへ為さざりしは自業自得の所為として冷眼に看過すべき事」

と残留民の自業自得であるとし、また

「彼等村民をして斯の如く強情ならしめ横着ならしめたるは果して誰れの罪なるべき……僅に残れる村民中にすら買収供託金中より家屋取払料を控除せらるゝを厭ひ県庁の勧誘に応じて任意立退きを肯諾せんとしたるもの二三に止まらず而も損害を甘んじて強制破壊を受くるに至りしもの翁及社会党の人に対する義理合上余儀なくされたるものもあるなり彼等無知の民をして溝壑に陥らしめたる責は翁等も亦其幾分を分たざるべからず」

と田中正造らを非難し、

「谷中村の亡滅は谷中村民自ら招きたるなりと誰やら道破したるは至言といふべし同村民にして自治自衛の念に厚く自ら堤防を破壊して租税を免れ小作料を納めざらんとする如き事なからしめば或は今日の事なかりしやも知る可らざるなり」

と締め括った。

以上に見たように『東京朝日新聞』は谷中村の強制破壊を詳しく報じ、³⁶⁾ 県庁側と村民側の双方の主張にバランスの取れた報道を心掛けてはいた。しかし、『東朝』の共感は明らかに県庁側に向けられており、村民の声は「不偏不党・中立公平」を謳う報道新聞としての体裁を整えるため取り上げられている観が強い。³⁷⁾ 「不偏不党・中立公平」が事実の追認・現状肯定の効果を持つ場合があることについては前述したが(第一節)、またそもそも『東朝』は経済情報が充実した新聞として台頭し、「不偏不党」な情報提供によって、経営判断のための情報を求めるビジネスの要求に応えて発

行部数を伸ばしてきた新聞であった。そのような『東朝』にとって、田中正造や谷中残留民の「主張」よりは、県庁側が発表する「見解」や事実の「説明」の方が有益な情報であつたろうし、また谷中村を遊水池とすることによって足尾銅山の操業は継続され、鉍毒被害も解決されると第二次鉍毒調査委員会の「専門家」たちが結論づけている以上、谷中村の遊水池化を正当化する県庁側の論理の方が『東朝』読者に好まれる情報であつたろう。それゆえ『東朝』の報道の重点は県庁側に置かれ、谷中残留民の声は、一応双方の声に耳を傾けるという趣旨で取り上げられていたに過ぎない。しかも、その耳の傾けられ方にしても、それは「可憐な」「可哀想な」村民の声として耳を傾けられたのであつて、その主張の内容に共感が寄せられたことは一度もなかった。それは単なる「可哀想な」村民の嘆きや怨嗟の声として扱われ、その主張に共感して世に訴えるという態度は全く見られなかった。むしろ県側の措置の「合法性」が強調され、残留民の現在の境遇は「自業自得の所為」であり、同村の廃村は「谷中村の亡滅は谷中村民自ら招きたるなり」と結論づけられていたのであつた。

(三) 『時事新報』

『東朝』と同じく報道新聞に属する『時事新報』も谷中村事件に関して詳しい報道を行っている。しかも前節で見たように『時事』は当時「東洋一」と称する広い紙面を誇っていたから、余裕を持って詳細な報道記事を掲載することができた。六月二二日以降、特派員電として「谷中村移転問題」、二三日「谷中村視察記」、二四日「谷中村事件」(四面)と「谷中村事件」(五面)、二五日「谷中村再び不穩」(五面)と「谷中村事件」(六面)、二六日は「谷中村事件」(五面)と「谷中村事件」(六面)、二七日「谷中村事件」と「谷中村民の決議」(ともに五面)を掲載している。

二三日「谷中村視察記」は谷中村の地勢や田中正造の談話、村民の様子などを四段にわたって報じたものである。この日はほかに「知事等の谷中出張」と「谷中村民の静穏」を掲載している。二四日の「谷中村視察記」は古河警察分署長の談話を掲載、二四日に『時事』の特派員は谷中村に向かったことを伝えている。二六日は第五面で植松第四部長の談話を、第六面で栃木県知事の談話を掲載した。

二八日、間近に迫った「強制執行の準備」を第五面で報じ、また第六面の「谷中村問題」は、村民側の主張と県当局の主張の相違をただすために、これまで行ったインタビューから主要な論点について双方の主張を対比する形で構成し直して「真相を知」ろうとした報道新聞らしい企画である。このほかに『時事』は同じ紙面で、村民に取材した「谷中村民の決心」と、県当局者に取材した強制処分の実施方針（「谷中村強制処分」）を掲載している。二九日も第五面と第六面の二つを使って谷中村問題を報じている。

このように記事ではバランスに配慮した報道を心掛けていた『時事新報』であるが、六月三〇日に社説「国法を尊重す可し」を掲載し、

「国法を遵奉するは国民たる者の義務なり皆に之を遵奉するのみならず自ら進んで其執行を幫助するの心掛なかる可からず国民銘々に此心掛ありて始めて一国社会の安寧秩序を保つを得べきなり」

と論じた。例によって具体的に対象を指定していないが、この社説が谷中村問題を念頭に置いていることは明らかである。第一節で見たように、具体的に名指ししないで、一般論の形をとって時事を論じるのは、『時事新報』の常套手段であった。

第一節で見たように『時事』は第二次鉱毒調査委員会の結論を、それが専門家の結論であるから尊重するようにと説

いていた。そして今回は谷中残留民の行動を国法遵守という観点から批判的に捉えていた。このように専門家の意見を尊重することを説き、また体制の側に立って、秩序維持の観点から足尾鉍毒事件の被害民の行動を批判的に論じるのは、福沢諭吉以来の『時事新報』の伝統であった。²⁸⁾

三〇日はほかにも第五面に「谷中村事件」「家屋取毀し別報」「谷中村事件公報」、第六面に「谷中村事件」を掲載している。

七月一日は第五面で「谷中村破壊（第一日）」と「谷中村事件」、第六面で「谷中村破壊（第二日）」を掲載し、第五面は六月二十九日の模様を報じて四段にわたり、第六面は三〇日の模様を四段にわたって詳細に報じている。七月二日は第四面で「谷中村破壊」、第六面で「谷中村破壊（第三日）」を、三日は第五面で「谷中村訪問者」「谷中村破壊」、第七面で「谷中村破壊（第四日）」を、四日は第五面で「谷中村破壊（五日目）」を、五日は第五面で「谷中破壊終了期」、第七面で「谷中村破壊（六日目）」を、六日には第六面で「最後の谷中村（最終日）」を掲載し、それぞれ強制破壊の様を詳しく報じた。強制破壊終了後の七日、「破壊後の谷中村」で残留民の様子をレポートし、「満地の蛙の声に混りて折々人の話し声の間ゆるも哀れなり」と締め括っているが、それは残留民の境遇改善を訴えるものではなかった。

(四) 『万朝報』

『万朝報』は谷中村の強制破壊に先立つ明治三九（一九〇六）年五月七日・九日・一〇日、三回にわたって「噫、谷中村」を連載した。この連載は「鉍毒問題の余波は延て茲に一村を廃滅し終らんとす」る谷中村に入った特派員が現地の様を伝えたもので、特に目新しい事実はないが、「憐れなる谷中村々民よ噫」といったニュアンスで満たされている。

るのが特徴である。

『万朝』も明治四〇年六月二二日(当初の立ち退き期限)前後に、特派員伊藤信陽^④を現地に派遣した。二二日の記事「谷中村の紛擾」で

「栃木県谷中村は多年の水害にて被害甚だしきに付き県庁は之を買上げて潜水池とし買上を望まざる者には土地収用法を適用することなせし」

と県当局の公式説明を報じる一方、翌二三日の「谷中村の紛擾(続)」で村民の談話として

「(土地の)買上代金が僅に五七五円十錢七厘、家屋坪数は四十四坪であったのに其買上代金僅に二五五円合計八三〇円十錢七厘にしかならない、此金を持って藤岡町に移り土地を買はうとすると一反歩の地所だけでも此位の金はなくなつて了ふ、それでは生計もたつ訳がない」

あるいは「谷中村民の意嚮は如何なる事ありても祖先墳墓の地を去るに忍びざれば飽くまで此処に止まるべし」といった村民の言い分を伝えている。

翌二四日の記事「谷中村の紛擾(続)」でも、村民の最後の宴の様子を伝える一方で植松栃木県第四部長の談話を載せるなど、バランスに気を配った報道を行い、二六日の「谷中村だより」でも「田中翁泣て訴ふ」と「県知事の意嚮」を同時に掲載している。

二九日からの強制破壊が目前に迫ると、『万朝』は二八日「最終の日来る」、二九日「最終の日来る(後報)」を掲載、三〇日には社説「聖代の一恨事」を掲げた。同社説は、

「地方官憲が其職権を以て彼等の家屋を毀つは素より已むを得ざるに出でんも、村民が又住慣れし年来の住所を奪

はるゝ迄其地に固執するも、人情已み難きに出づ」

と県庁側と村民側の双方に理解を示し、また

「田中正造氏の言行は往々奇矯に失する所あれども、氏が誠実と熱心とは誰人も疑はざる所にして、過去に於ける氏の行動は、明に氏が熱誠の人たるを証す」

と田中正造にも一定の理解を示す。そして、現在の事態に至った理由について、谷中村の遊水池化や強制収用の是非にはなく

「若し県当事者にして誠意村民の情を酌まば、事件は或は談笑の間に解決し得たるやも知るべからず、唯だ夫れ一片誠意の有無のみ」

と当局者の誠意の有無に原因を帰している。

強制収用が始まると、『万朝』は、六月三〇日「谷中村愈よ破壊さる」、七月一日「谷中村愈よ破壊さる（続）」、二日「谷中村の悲劇」、三日「谷中村の悲劇」、四日「谷中村の悲劇」、五日「谷中村の悲劇」、六日「谷中村の悲劇」、七日「谷中村の悲劇」を掲載した。いずれも谷中村の強制破壊の模様を報じ、それを「悲劇」として描いているのが『万朝』の特徴である。

七月三日には社説「悲劇の善後如何」を掲載し、

「谷中村を挙げて溜水池と為すべき必要ありや否やは根本の問題なれども、是れ既に県当事者自ら決定せる問題なれば、今之れを論ずるも詮なし」

と谷中村の遊水池化は既定事実であるから今更その理非を論じても仕方がないとしたうえで、

「理非の点に就て諸説紛々たれども、強制執行に着手せられて、愈よ家屋破壊の実現せらるゝや、忽ち惨憺たる光景を演出し、苟も神経系統を有し、五感を存する者は悉く其事実の悲惨凄惨なるを認めざるなし」

として善後策を講じることが政府に要望している。このように残留民が悲惨な境遇に至った原因の当否については不問に付して、残留民の境遇改善を訴えているのが『万朝』の特徴である。

『万朝報』は「三面新聞」の伝統を持ち、勇み肌の論調を特徴としてきた。^④その個性がここでも発揮され、『万朝』は残留民の境遇に深い同情を寄せている。しかしそれはあくまで同情であって、支持や共感ではなかった。残留民や田中正造の主張に支持や共感を寄せて、政府・栃木県当局の措置を非難するのではなく、それについては不問に付したまま残留民の境遇改善を訴えるのが『万朝』のスタンスだったのである。

(五) 『東京二六新聞』

『万朝報』と同じ「三面新聞」の伝統を『二六新報』以来持つ『東京二六新聞』は、谷中村問題に関する最初の報道を六月二一日の「村民土地収用法に反対す」で行い、「祖先より同地に住居せるなれば如何なる暴力を以てするも同地を退去せざる決心なり」という村民の様子を伝えた。

『二六』も六月二二日前後に特派員渡辺鶴峰を現地派遣、渡辺は二二日「谷中村民の不穩(詳報)」を伝えた。二三日の記事「谷中村事件」は特派員が見た現地の模様を報じたもの、二四日の記事「強制処分延期」は強制破壊の執行期日が延期されたことを報じたものである。二四日の「強制処分延期」は、強制破壊の執行期日が延期された理由について県庁と田中正造の双方に取材し、県庁側の「尚ほ借すに数日を以てせば反省の余地あるものと認め廿七日まで延

「期せしなり」と田中正造の「二七日まで延期せしは麦の収穫中なれば暫く待れては如何にやと注意せしを納れたるものなるべし」という主張の両方を紹介している。

強制破壊が始まるまでの期間も『二六』は谷中村関係の記事を欠かさず、二五日「谷中村事件」、二六日「谷中村事件」、二七日「強制事件」「谷中村事件」、二八日「強制立退事件」「谷中村事件（承前）」、二九日「強制立退事件」「谷中村事件（承前）」を掲載している。二六日の「谷中村事件」では記者が栃木県庁に知事を訪ね、約三時間にわたって知事にインタビューを行っている。二七日からの連載「谷中村事件」は、「県庁の見たる谷中村・村民の弁ずる谷中村」という副題を持つもので、村民の意見を記者が代弁して、県当局の回答を聞くというものであった。二九日の「強制立退事件」は記者が田中正造を谷中に訪ね、田中正造の談話を載せたものである。このように『二六』もバランスの取れた報道を心掛けている。

他方、強制破壊が始まると、『二六』は三〇日「最後の谷中村」、七月一日「最後の谷中村（二日目）」、二日には「最後の谷中村」、三日「最後の谷中村（四日目）」、四日「最後の谷中村（五日目）」、五日「最後の谷中村（六日目）」、六日には「最後の谷中村（最終日）」、七日「破壊後の谷中村」を掲載した。

強制破壊初日の二九日の模様を伝える三〇日の「最後の谷中村」は、「悪政の犠牲」「破壊隊の出発」「田中翁の絶叫」「女房の冷笑」「此日を忘るな」などとセンセーショナルな筆調で、しかも一日のうちに五度にわたる電報（午前六時一五分・九時三五分・一〇時三〇分・午後一時・午後四時・午後七時）で現地の様子を報じ、記者の興奮そのままに、

「勇悍にして善く戦ひ権勢に抗し邪政に敵せし十有七戸一一六名の農民は法律の武力を以て強制的に其家屋を破壊せられ其居所を奪はれたり……吾徒は当日の光景を忠実に茲に記して永く子孫に明治政府の野望を知らしめざる能

はず」

と記している。三面新聞の勇肌の伝統を持つ『二六』の面目躍如といった観がある。このような興奮と数次にわたる電報による詳細な報道記事はこれ以降も続く。

ところが、社説(七月四日「法治の試金石」)では

「世人が目睹する谷中村の惨事は、法律の威力を極度に使用せむとすると、国民の感情を極度まで発揚せむとするとの衝突也。……治者極端に馳せ被治者亦極端に馳す、以て来る者は衝突也」

と再びバランスをとろうとしている。すなわち、強制破壊初日の報道記事では「明治政府の野望」に対して「勇悍にして善く戦ひ権勢に抗し邪政に敵せし」村民という構図で語られていたものが、この社説では、「治者極端に馳せ被治者亦極端に馳」せた結果と捉え直されているのである。

六日の社説「新研究を要せずや」では、今後の対策として

「谷中村の鉱毒は、地底深く流失して、今や尋ねむに由無しとも伝へらる、或は事実なる可し、鉱毒既に無しとすれば谷中村を崩壊するの理由も自然消滅せるには非ざる歟と思はる……谷中村を放棄するの方針を一変して、之を富ましむるの途を講じ、或は従来村民をして再び茲に帰住せしむるに便宜を与へ、或は帰住を肯ぜざるものにしては夫々の方法を為す杯、善政を布かむと欲せば、手段は自から湧出せむを覚ゆ」

という鉱毒がすでに消滅しているとした場合の谷中村復活論と、

「若し専門家が精査の結果、到底其土地を拯ふ能はずと断示しされなば、其際には人を拯ふに一層の同情を加へむことを望まざるを得ず。四〇幾万円は偶々以て荒蕪せる谷中村の瘦土を購ふに相当の代価なりとせむも、其荒蕪の

理由の多くが鉅毒の侵犯に存すとせば、被害民は更に多くを要求するの権利なきにも非ざる如し」

と、谷中村の水没がやむを得ない場合の補償を手厚くすべしという論の二つを併記し、どちらとも言い切れない態度を示している。

これをどう考えるべきであろうか。「二六」特派員の渡辺鶴峰の中で迷いが生じ、やがて谷中村民や田中正造に対する否定的な評価に変化していったようである。

強制破壊の終了後、「二六」は「谷中村雜記」を連載、七月一三日の記事で「秦を滅ぼすものは六国にあらざして秦自らのみ谷中村を滅ぼせしも県庁にあらざして谷中村民自らなり」と記している。さらに翌一四日には、

「谷中村の土崩瓦解し今日の惨状を呈せし所以のものは其真因全く谷中村民に自治の精神なく徒に天与の沃土を擁して怠惰放逸是れ事とし年偶々豊かなれば父子相携へて花街に流連し一旦洪水堤防を破壊し稲実収むるに由なれば慈善家の義捐金県庁の救助米に舌鼓を打ち如何なる年如何なる月日に於ても彼等は貧窮なる苦みを解せしことなく国家は彼等に権利のみを与へて更に義務を課せざりき斯る次第なれば彼等は永き歴史の間に於て一種の乞食根性を醸し世の中の世知辛きを知らず利を以て誘へば直に乗ぜらるべき民と化せり」

と残留民に徹底的な批判を行っている。強制収用前の「父母の地を逐はれて漂浪の境遇に逍遙さまよはんとせる同住民等の心情は真に哀れむに堪へたり」という評価とは正反対の評価がここでは行われているのである。

また田中正造に対しても、七月六日の記事「最後の谷中村（最終日）」で、「田中翁は復もや人夫に向ひ……盛に威嚇せしより保安課長は溜り兼ね大喝一声翁を叱せしかば翁スゴスゴとして柳蔭に避け去りたり」と彼を揶揄するような記

述が見られる⁴³⁾。当初は『二六』伝統の勇肌で「巨悪の政府」と「哀れな人民」という構図で描こうとしたものが、取材の過程で谷中村民と田中正造に批判的になっていったようである。

その一方で『二六』は、七月二日の「谷中村雑記」で

「谷中村を潜水池とせし為め得る利益の極めて僅少なるを判知するに難からず……土地豊沃にして農業漁業共に発達し得べき谷中村を潰すは眼識ある為政者の執るべき策にあらず」

と記して、谷中村の遊水池化には反対している。残留民および田中正造には批判的となつたが、谷中村の遊水池化には反対というのが『二六』の立場であつた。

(六) 『東京日日新聞』

『東京日日新聞』も六月二二日ごろに特派員・水野蒼川⁴⁴⁾を派遣し、二三日から現地の模様を報道し始めた。二三日の記事「谷中村事件」は現地の様子を「村民は平然として少しも移転の準備を為さざる事旧の如く」と報じている。

二四日の第二面の記事「谷中村騒擾」は、退去を拒んでいた残留民のうち四戸が県側の強硬姿勢に恐れをなして退去を受け入れたため、県当局はなお数日の猶予を与えて他の残留民も退去せしめるべく退去期日の延期を決定したが、

「田中正造氏は先移住を承諾したる四戸の村民を詰責して思を翻へさせたる上遍く村内を巡回して村民に徹頭徹尾官命に抗せん決心を固めしめ居れる」

と田中正造が移転を阻んでいると報じている。一方、第四面の記事「谷中事件彙報」は田中正造が村民のために「一時の不利を忍びて移転を行ひ次ぐに訴訟を以てして村民の利益を図らん」と奔走していることも伝えている。

二六日の記事「谷中村騒擾」は、村民について

「知事が連日の訓諭戒飭に対して教育なく礼儀に嫻なまはざる野人の常とは謂へ其面前に於て吠きうを為し胡座を組み「分つたか」と謂へば「分つた」と答へ「移転するか」と謂へば「相談の上で……」と述べ「もう済みましたか」とて諭戒の終るを待たずして起つて帰宅するを常とし一県の高官知事終に渠等の黙殺する所となり了せり矣」

と記し、また

「予が昨廿四日舟を備ふて三度谷中に入り際にも而立の青年にして村民中にも比較的進歩したりと覚しき島田熊吉は「一昨日は知事が呼びに来たけど誰が行くもんか、家を毀すのに今更相談が入るもんかいッ」と激語せり、知事の訓戒を相談といふ敬語を弁ぜざるに因すといへども其地方長官を無視する不順の気は一語以て証すべし

と批判的に記している。

『東日』の記事には、ほかに二五日の「谷中村事件の経過」、二七日「谷中村の騒擾続報」があるが、いずれも簡潔なものである。二九日から始まった強制破壊についても、七月一日「谷中村破壊状況」、二日「谷中村騒擾」、四日「谷中村事件」、七日「谷中事件終了」といった記事があるが、飛び飛びで、いずれも簡潔な内容であった。

このように『東日』の谷中事件報道は簡潔であり、また簡潔な中にも残留民の態度に批判的であったことがうかがわれることが特徴である。

(七) 『読売新聞』

『読売新聞』は六月二九日に「谷中村問題」を掲載、これが谷中村強制収用に関する最初の報道であり、他紙より

遅れた。その後、三〇日「谷中村事件公報」「谷中村立退問題公電」と公報・公電が二本、七月一日から特派員による「谷中村家屋の破壊」、二日「谷中村家屋の破壊(第二報)」「谷中村家屋の破壊(第三報)」、三日「谷中村家屋の破壊(第四報)」、四日「谷中村家屋の破壊(第三報)」、五日「谷中村家屋の破壊(第五報)」、六日「谷中村家屋の破壊(第六報)」と続き、七日「谷中村事件の終了」で『読売』の谷中村強制破壊に関する記事は終了する。いずれの記事も、記述量が他紙より少なく(したがって紙面に占める割合が低く)、また特段の主張や論点を含んでいない。

また強制破壊終了後の七月八日から一日まで、『読売』は四回にわたって「谷中村問題の経過」を連載するが、一、三回は県側の主張を紹介したものであり、最後の一回は植松第四部長や中津川保安課長の人物紹介である。

このように『読売』の谷中村報道は、いずれの記事も淡々とした記述に終始し、記述量も少ない。社説は一本も書かれてはいない。しかし、その一方で『読売』は、彙報の「谷中村問題の経過」で「余浅見寡聞始めて潜水池実は潜水地なることを知れり」と述べて谷中村の遊水池化に批判的なニュアンスをにじませており、また県当局者へのインタビュー記事の中にはインタビュアーとして『読売』記者が県当局に対し「我等が谷中村廃滅乃至潜水池設置の議を非難」したとある。こうしたほの見えるニュアンスをどう捉えるべきであろうか。

第一節で見たように『読売新聞』は、鉱業地付近で有害物質が発生するのは「恰も影子の実体に於けるが如し」もので、鉱毒被害を救済するため「鉱業其物を荒廃せしめ、天物を暴殄するの謂れなし」として、銅山の操業継続を容認(肯定)していた。銅山の操業停止を容認するが、谷中村の遊水池化には反対というのが『読売』の立場であった。鉱毒の「禍根を絶対的に途絶するの不可能たることを認」め、かつ「国家の長計より打算」して銅山の操業停止を容認する以上、谷中村の遊水池化に反対することには矛盾がある。あるいは社説を書いた本社の方針と、谷中村に現地入りし

た特派員との間で考えが違っていたのかもしれない。第一節で見た『読売新聞』社説の延長線で考えるならば、本社もはや谷中村の廃村や残留民の抵抗を、論じるに値するテーマと見なしていなかったに違いない。そのことが『読売』における谷中村強制収用報道の少なさ、また論説が一本も書かれなという事実となって表れたのであろう。しかしその一方で谷中村の遊水池化に批判的な現地特派委員の本音が記事の中にニュアンスとなって織り込まれたと考えることができるように思われる。

（八）『東京毎日新聞』

『東京毎日新聞』は、先述したように、改題後も足尾鉍毒問題・谷中村問題への関心を保ち続けていたのだが、それに続く谷中村強制破壊に対する報道姿勢は対照的に極めて消極的なものであった。それはこれまでの『毎日新聞』の鉍毒問題に対する熱心な報道姿勢を見てきた我々に、また他紙の熱心な報道姿勢を知る我々に奇異な感じを与えるほどである。たしかに『東京毎日新聞』は強制破壊に先立って特派員を派遣し、「谷中惨状視察記」と題する特集を三回にわたって連載している。しかし、それは強制破壊を目前にした村の模様の報告であり、特派員の感慨や同情が吐露されているほかには特段の主張やメッセージが含まれているものでない。

強制破壊の直前には六月二五日「谷中村問題（形勢依然たり）」、二七日「谷中破壊事件」、二八日「谷中より」と「瀕死の小王国」を掲載し、目前に迫った強制破壊に向けた県側の準備や村民の集会の模様などを中立的な立場で報じている（六月二九日・三〇日分はマイクロフィルム版では欠落）。

強制破壊が始まると七月一日「谷中村の悲劇」、二日「谷中村最近報」、三日「谷中村最近報」、四日「谷中村最近

報」、五日「谷中村破壊」を掲載した。それらはいずれも簡単なもので、内容も谷中村の強制破壊を専ら悲劇として描くもので、その正当性や妥当性に関する言及・考察はなかった。以上が『毎日』の強制收容報道の全てである。

この『東京毎日新聞』の消極ぶりへの変貌はどのように説明できるであろうか。山本武利氏は『東毎』における社長島田三郎の地位低下を指摘している⁽⁴⁶⁾。事実、政治家としての島田の活躍は『東毎』で報じられなくなり、翌年末に彼は退社する。『東毎』は『報知新聞』に吸収されるのだが、これまで『毎日新聞』を引つ張って鉅毒世論を盛り上げてきた島田の地位が低下し、彼の発言力も低下したことが『東毎』の姿勢の変化の一因であると考えられる。山本氏はほかにも前年夏に木下尚江が退社したことも影響していると指摘している⁽⁴⁶⁾。

では、島田自身はこの問題をどう捉えていたのであろうか。島田自身はこれまでと同様に被害者の側、ここでは残留民の側に立って、自ら鉅毒世論を盛り上げようとしていたのであろうか。それが『東毎』社内における自身の地位低下により不可能になったということなのだろうか。

強制破壊終了後の七月八日、『東毎』は社長島田三郎の筆になると思われる社説「谷中問題の真相」を掲載した。それは

「谷中村を潜水池とするは全然姑息の救済策たるに過ぎず、根元的に其出水の害を除かむと欲すれば、宜しく渡良瀬川の浚渫を行ひ、其河道を改修するに努むべし。……然るを単に従来の行き掛り上広大の田圃を變じて潜水池とし住民をして流離困頓の苦境に陥れ、遂に狂者を出すに至る」

と一応は谷中村廃村の不当を鳴らしながらも、その結論は

「然れども谷中問題は決して之を以て終了したる者に非ず。政治問題として、社会問題として、将た人道問題として、事實は厳として関頭にあり。吾人は制度以外、法律以外より高き意義に於ての根本的解決を更に江湖仁人義士の努力に俟たむと欲す」

と問題の解決を「江湖仁人義士の努力に俟たむ」としている。それは、山本氏の指摘するように「みずからこの問題を解決しようとする積極的な姿勢がない」ことを示すものであった。また強制破壊の最中に島田は一度谷中村を訪ねているが、それは「田中翁木下氏を始め村民と年来の關係あるを以て友誼上之を見舞はんが為め」と「現状を親しく視察して本問題の解決に資せんが為め」であつたという。山本氏は、島田の來村の動機は、「問題解決への情熱よりも、従來の行きがかりからであつた」としている。すなわち、『東毎』が強制收容報道に消極的だっただけでなく、島田自身もまたこの問題に消極的だつたのである。

この島田の消極ぶりをどのように考えるべきであろうか。テキストに記されていないことについてはコンテキストを視野にいれて推論せざるを得ないが、以下に考察してみよう。

島田三郎の消極ぶりの理由の一つとして、前項までで見たような谷中村廃村を止むなしとする世論の大勢の中で、残留民の側に立つて鉞毒世論を盛り上げることへのあきらめを島田が感じていたかもしれないということが一応は考えられよう。しかし、島田の場合、そのような消極的理由ばかりではなさそうである。

田中正造に秘書のように付き従っていた黒沢西蔵氏は、島田三郎と田中正造が激しく口論するのを目撃したことがあつたというが、黒沢氏によれば、

「なかでも仲の良かったのは島田三郎さんとで、二人は兄弟以上の仲の良さでした。この親友の二人が、ある日、

青年会館で演説が終わってから、控室で、とっ組み合いのけんかをせんばかりに議論をしたことがあるのです。

……その内容はやはり足尾銅山をどうするかということ、島田三郎さんは、足尾銅山を即刻停止すべきだとの論を批判しました。「田中君、君は極端すぎるよ。やっぱり、日本は国防をやらなければならぬし、軍備も拡張しなければならぬ。金もいるんだ。資材もいるんだ。だからして、若干、農民もがまんしなければならぬじゃないか。その川に毒の流れぬように予防を嚴重にやらせようじゃないか」。これが島田三郎さんの常識的な論議でした^⑤」

ということである。田中正造とは友誼上の付き合いがあり、またキリスト教的な人道主義から被害民の側に立つて行動してきた島田三郎であったが、鉅毒問題の解決方法については田中正造と異なるものがあつたようである。「田中君、君は極端すぎるよ……その川に毒の流れぬように予防を嚴重にやらせようじゃないか」というのが島田の本音だったのではあるまいか。とすれば、必ずしも田中正造のように谷中村復活を唱えて頑強に谷中村に居座るよりも、谷中村を潰すことによつて「川に毒の流れぬように」なると第二次鉅毒調査委員会の報告書が示している以上（そして第一節で見つたように鉅毒調査委員会の報告書を「信頼」するのが当時の大勢であつた）、これによつて鉅毒問題の解決を期待し、問題の終息をはかりたいという気持ち^⑥が島田三郎の中になかつたとは言ひ切れまい。

田中正造が死去したとき、島田三郎は田中を顕彰して、「幸に正造其人の如き者出るありて、遂に禍害は除かれたり」と述べた。島田によれば、田中正造の活躍により

「鉅毒は逐年減退せり、毒水の迸出は止みたり、良質の泥土は溪間より送られ、年を経て層を成し、地質之によりて一変せり。嘗て凝結亀裂を生じたる灰良の荒野、今は桑園の繁りて麦禾の秀づるを見る、嘗て生物絶えて死河

となりたる渡良瀬、今は魚族澆刺水中に踊れり」（島田三郎「田中正造翁小伝」『島田三郎全集』第七巻、四二六—四二七頁）

という。田中正造であれば、「禍害」は谷中村の復活によってのみ「除かれ」と言ったであろう。島田においてはすでに「禍害は除かれた」ものであった。両者の、足尾鉾毒問題の解決のあり方には、自ずから異なるものがあつたのである。

明治四〇（一九〇七）年三月二三日、第二五議会で島田三郎は「谷中村枉法破壊に関する質問」を行った。これは田中正造が起草した「谷中村土地収用の壞乱国法無視に対する質問書」を下敷きにしたものであるが、その質問演説の中で島田は「斯の如き問題は其地方に關係の方に譲つて本員は口を開きたくない希望でありました」と述べている。友誼上、田中正造が作成した質問書を議会で取り上げはするが、「斯の如き問題は其地方に關係の方に譲つて本員は口を開きたくない希望でありました」というのが案外島田の本音だつたのではあるまいか。しかも島田の伝記作者によれば、これが「足尾鉾毒問題に関する島田の最後の努力となつた」のであり、これ以降、島田はこの問題から手を引くのである。

思えば、かつて第二一議会で島田とともに反対演説に立つた武藤金吉も、このころから田中正造と行動を別にするに至っている。

武藤は明治三七（一九〇四）年三月一日の衆議院議員選挙に群馬県から出馬し、田中正造と島田三郎と板垣退助の推薦を受け、一三三三票を獲得して最下位（六名中）ながら当選を果たした。『山田郡誌』は彼のことを

「明治三十七年一代の国士義人田中正造翁の意を享けて、鉍毒問題解決の重責を負い、選ばれて衆議院議員となる。以来これが解決に苦闘し、遂にその使命を全うし、更に渡良瀬川治水問題に関しては、これが完成に心血を注ぎ、今や水害の一大危機より脱して荒地化して美田となり、沿岸住民をして今日の安きに在るに至らしめたは実に誌の努力によるものなり」

と記している。⁵⁶⁾

当選後最初の議会で武藤は島田三郎とともに、政府の谷中村買収費に対する反対演説を行ったことは前述(第一節)の通りである。その前日の二月二三日、武藤は田中に「ヤナカジケンアスキマルドウスル」という電文を送っている。武藤金吉に詳しい長瀬欣男氏は、このときの武藤の演説について「田中正造の意志そのものの内容」と評している。

その後も武藤は、第二二議會(明治三十八年一月〜三十九年三月)で「谷中村不法買収に関する質問書」の提出と演説(明治三十九年三月二六日)、第二三議會(明治三十九年一月〜四〇年三月)で「明治三十七年度土木費―内務省の追加予算案、災害土木費二二万円支出の件」質問演説(明治四〇年三月二六日)を行い、鉍業停止論の立場から政府を非難している。⁵⁷⁾

ところが、明治四〇年三月二六日の議会演説を最後に、武藤の谷中村廃村の反対演説は下火になる。谷中村の強制収用を目前に控えたこの時期、武藤の地元では渡良瀬川河川改修工事を促進させる運動が展開されていた。この渡良瀬川改修運動には、かつての川俣事件の闘士である野口春蔵・大出喜平・山本栄四郎・松本英一らが参加していた。長瀬氏によれば、「邑楽以北の被害地では、いつ実現するか判らぬ鉍業停止よりも洪鉍毒防止のためには、築堤工事が重要課題」であり、「谷中遊水池案を含む『渡良瀬川改修工事促進』が、鉍毒運動史上の多数派を形成」したという。⁵⁸⁾

こうした中、武藤は政友会に入党、邑楽郡下のかつての田中正造の同志の多くも政友会支持に転向したという（谷中村の強制収用時の内閣は政友会総裁の西園寺公望内閣、谷中村強制収用の認定公告を出したのは同内閣の原敬内務大臣であった^⑧）。彼らは「渡良瀬川改修運動」の担い手であり、同地における鉱毒運動の多数派であった。そして武藤は彼らを支持基盤に連続当選を果たしていくのである。

（九）『報知新聞』

『報知新聞』は最初から谷中残留民に批判的であった。六月二四日夕刊「谷中村々民立退事件の真相」では、「同問題たるや世間で騒ぐほどの重大なる意義を有するものに非らず」「村民二三の者が鉱毒事件に失敗したる行懸りより自暴自棄の態度に出たる」ものに過ぎないと伝えていた。二六日朝刊「其後の谷中村」は、「過日來例の社会主義の同地に滞在して何等か残留民との間に気脈を通」じていることを伝えている（残留民たちの言い分によると、彼らへの支援者を「社会主義者」と規定するのは、彼らと一般市民を離間させようとする当局の策略であったという）。

強制破壊の最中は、三〇日朝刊「谷中村滅亡記」、七月一日朝刊「谷中村滅亡記」（マイクログフィルム版では三〇日朝刊と同じ記事が翌日にも掲載されている）と「惨憺たる谷中村」、同日夕刊「谷中村の昨今」、二日朝刊「強行破壊の第三日」、三日朝刊「強行破壊の第四日」と「谷中村の暗黒面」、四日朝刊「強行破壊の第五日」、五日朝刊「強行破壊の第六日」、六日朝刊「最終の強行破壊」の報道記事を掲載した。

三日朝刊の「谷中村の暗黒面」は、田中正造と「社会主義の人々」が残留民から土地を買い上げたため、「残留民は当初他に移転するの精神なりしも買主のため掣肘を受け遂に今回の惨事を演出するに至り」との「風説」を伝えている

(これと同じ趣旨の記事が『下野新聞』にも掲載されている)。

このように『報知新聞』は徹頭徹尾、田中正造と残留民に批判的であった。

(十) 『下野新聞』

地元紙である『下野新聞』は、強制収用実行前の六月二一日に早くも社説「谷中の強制立退」を掲載し、次のように論じている。長くなるが、谷中村強制収用に関する同紙の立場はすでにこの社説に明瞭に示されているので、要旨を辿っていくことにする。

同社説はまず

「水害地として年々少からざる県費を支出し、破壊堤塘の修理を行へ〔「ひ」を「へ」と記すのは栃木地方の方言である〕、若くは新に土工を起して再び水害の難無からしめんとするも、其努力や全く無効に帰し、年々歳々風雨あれば忽ち出水し、出水すれば必ず堤防破壊して全村を濁流中に埋め、冠水数日の長きに涉りて、県郡の一時的救済費も亦尠からざるの巨額に上り、年々谷中村を洪水濁流中より救はんとして支出せる費額も少からざるに拘はらず、実際に於ては破壊堤塘の修復も、土工を起して堤塘を更に堅牢ならしめんとする努力も寸効なく、出水毎に堤塘を破壊せらるゝの惨状を繰返へすに過ぎざるに終り、毫も谷中村は水害より救済せられざりし也」

と書き出す。ここには谷中村を「水害の村」と見なす立場が明確に見て取れる。しかも

「昔に谷中村の救済せられざるのみならず、県民は同村の爲めに年々巨額の県費を負担するを免れざりし也」

と谷中村が栃木県民に多大の財政的負担を強いる「厄介村」であることを強調する。それゆえ

「巨額の県費を負担支出するも、又た如何なる努力も寸毫なきに於て執る可きの途は唯一つありしのみなり、即ち谷中村を買収して貯水池と爲し、住民は夫々賠償金を交付し、特別の便宜を与へて他に移住せしむる事之なり

……之を村民の側より見れば買収の事、或は冷酷の感ありしやも知れず、然れども年々歳々巨費を投じて救済を図るも寸効なしとせば、密接の關係ある県民、之が解決を為さざる可らざる当局者の処置としては買収の事を断行し、一は以て年々効なき個所に巨額の県費を投ずるの愚を止め、位置は谷中住民を他に移して永久に安住の地を得せしめんとするは決して不当の事にあらざる也」

と谷中村の瀧水池化をやむを得ないものとする。しかも

「谷中村の買収は実に此の如くにして起り斯の如き理由の下に認許せられ、夫々法に従つて断行せられしもの……一の欠点もなく誤りも無くして進捗し、法規の命ずる所に随つて慎重に執行せらる」

と法に則つた正当なものであることを強調する。そして村民に向かつて

「諸氏の心中は深く諒とすべく、諸氏の境遇には一掬の涙なき能はざるも、情の私のために公の政務の渋滞を許す能はず……事茲に及んでは須からく涙を呑んで従順に官憲の命を奉じて立退くの外無きなり」

と呼びかけ、

「吾人は強制立退の事あるに際し、買収問題の止むを得ざるの結果に出でたる顛末の梗概を記し、最後まで郷土に上りたる諸氏が無謀の拳を演ずるが如き事なからんを切に誠む」

と論を結んでいる。

同日の記事「谷中村の最後」でも『下野』は、谷中村の遊水池化を「実に已を得ざるなり」としている。この立場が

『下野』の谷中村強制収用を論じる基本線となる。

翌々日の二三日にも『下野』は社説「噫、我が谷中村」を掲載、

「当局者は出来得る限り寛大の態度を執り、説論に次ぐに説論を以てし、利害の関係を明示して可成任意的に移住せしめんとし、住民の反省に努めたるも毫其効なきより止むなく最後の手段に出で、行政上許されたる権力に依り、強行立退を実行する」

と県当局の寛大と強制処分をやむなきことを語り、

「噫谷中村、汝は斯くして名実共に永久栃木県下より削除され再び其名を呼び、其名を筆にする事無からんとす、感慨無量、記して後日の祈念とす」

と感慨を表している。表現は大袈裟だが、残留民に対する同情や共感は見られない。

地元紙だけに記事も充実している。六月二二日は「谷中村の最後」で警務長の谷中談や村民の集会の模様などを報じ、二三日には「強制執行の方法」や中山知事・植松第四部長の谷中に出張しての説論などを報じている。

二四日は第三面全六段中四段を使って谷中村の様子、「社会主義者来る」(谷中村への支援者を「社会主義者」と呼称するのは谷中村民と周辺地域の人々を離間させるための県当局の画策であると村民側は主張していた)や、田中正造と中山知事の会談、中津川保安課長の説論、田中正造の談話などを掲載、二五日は第三面三段半を使って強制執行延期の理由や「社会主義者続来」、「村民反省の意無し」などを報じた。二六日は「中休みの谷中村」を報じている。

二七日、『下野新聞』は三たび社説を掲載、この社説「谷中の処分や如何」では

「今は唯々法律命令に服従して立退を実行せざるべからざるの時機となれるもの、村民にして尚ほ悟るなく、頑として立退を肯ぜざらんか、如何に平和の解決を愛する当局者と雖も、行政上余儀なく強行処分を為さざるべからざると共に、残留民は国家の法律命令に服せざる不従順の民たるの譏を免れざる可し」

と強制処分の正当と残留民の不当を改めて述べ、さらに強制処分の執行が延期されていることについて「自ら必要なる且機宜に適せりと認めて発したる行政命令を幾度も変改するは、決して信を民に繋ぐ所以の道にあらざる」ことを指摘し、残留民に

「吾人は呉々も残留村民の思ひを翻して従順に立退に着手し、法律命令に服従せざる不順の民たるの譏を受けざらん事を望む」と要望している。

二八日は第二面で中山知事が「断然家屋の取払へをなすの外なし」と記者に言明したことおよび「立退強行は本日」が報じられ、第五面では電報欄で「本日滅亡の谷中村」の様子が伝えられた。二九日は第二面で本日午前八時から予定されている「破壊の順序」や破壊後の始末の予定を紹介しているほか、「谷中村と堤防費」という記事を組んで、谷中村付近の堤防工事のみに明治三〇年以降に支出した額を一年平均二万二七四六円四二銭四厘、合計一八万一九七一円三九銭二厘と紹介している。このような数字の紹介はいうまでもなく「谷中村Ⅱ厄介村」のイメージを形成・増幅することに貢献する。第五面では谷中村の様子を伝えている。

強制破壊が始まると、三〇日の第二面で前日に「強制取払に着手」されたことや今後の破壊予定などを紹介し、第五

面では七段中四段を使って「強制取払の谷中村」の模様を報道した。七月一日は第二面で「昨日の谷中村」の様子を伝え、第三面では七段中五段を使って「二日目の家屋取払」を報じ、茂呂松右衛門宅の「破壊着手前の悲劇」、⁽⁸⁷⁾「渡辺長輔宅の悲劇」等を伝えている。翌二日も第二面と第三面を使って「三日目の家屋取払」の様子などを報じている。

七月三日、『下野新聞』は四度目の社説「急速に進行せよ」を掲載、

「千百の手段尽きて今や行政上強行の余儀なきに至り、既に其実行に着手す、最早や破壊の運命を免るべからざるもの、須らく其進行を急速にして悲酸の情景を諸人の心に刻み、衆人の目に触れしむる事の短かるべきを期すべし……破壊に連日の長きに渉るが如きは、徒らに破壊の惨景を長く公衆の面前に演じて、其悲酸の感を人心に深刻するに過ぎざるの外、何等の利益なき」

と人心悪化に対する懸念から速やかに強制破壊を実行することを県当局に促している。この日はほかに第二面と第五面で「谷中破壊の三日目」の様子を報じている。

七月四日は第二面・第三面・第四面・第五面と、ほとんどの紙面を使って強制破壊四日目の様子を報じ、中山知事の談話や四日目に演じられた水野リウの一幕などを伝えた。また「谷中村の裏面」と題して、「田中正造外社会主義の人々」が残留民から土地を買収したため「残留民は当初他に移転するの精神なりしも買主のため即ち田中翁其他社会主義者の掣肘を受け遂に今回の惨事を演出するに至りしと、このことにて彼等の境遇実に憐むべきものなり」と伝えている。⁽⁸⁸⁾

また同日第五面の記事「五日目の谷中破壊」では、強制破壊にあった残留民の中には

「自分の品物を片付けるよりも数層倍の丁寧を以て出崩す事⁽⁸⁹⁾とて意外に思ひ取崩せし後難有うございましたと其丁

寧に対する謝礼の挨拶をなす家さへ有る」と報じている。

七月五日も第二面・第三面・第五面と多くの紙面を使って強制破壊五日目の模様を報じているが、特に目に付くのは、「或人曰く田中翁は口癖のやうに千五百万円でがすぞ、ようがすか谷中村の土地は千五百万円ですがぞ、判りやしたか、と何遍も繰返す」とか、あるいは

「田中翁去一日島田熊吉の宅に赴き金三円借用を申込みて断らる家族咳いて曰く昨日までは田中さんに欺まされてゐた、恁麼に壊されるならアの人の云ふ事を信用するんぢやない、三円どころか飯一杯もやれぬと」

といった真偽定かならぬ田中正造の悪評を殊更に書き立てていることや、

「谷中の村民は古河の殿様を喰殺して了って今度は栃木県を喰殺しに掛つたと蓋し治水費を求めて夫れに衣食するを指すなり」

といった「谷中村＝厄介村」のイメージを強めるような記述を意図的に行っていることである。

七月六日も第二面・第三面・第五面と多くの紙面を使って強制破壊六日目の模様を報じている。第五面の記事では、七月三日の破壊五日目の人々を感嘆させた水野リウの態度について、「自己の意思に非ずして田中正造が悪意を以て斯く斯くせよと教唆したるものなる事発覚せり」と報じている。これは真偽定かならぬ報道であるが、それによって読者の水野リウへの賞賛を冷まさせる効果を期待していることと思われる。

翌七日も第二面・第三面・第五面と多くの紙面を使って強制破壊七日目（最終日）の模様を報じ、その中で「二三の人の言を信じて倍々深身に入る人民こそ憫れの極みなれ」と田中正造らを非難している。

強制破壊の終了後も、七月八日から二一日にかけて「谷中破壊後情報」「谷中村破壊顛末」(植松四部長談)「破壊雑録」「谷中村の跡始末」といった彙報を掲載し、さらに二七日と二八日に「谷中村滅亡小史」(上)(下)を連載した。

「谷中村滅亡小史」では、再び「去三十七年同村を一大澗水池と為すの議決を為し国家は之に補助金を交付し収用法は本年五月三十日にて満期となれり」と強制収用が正当なものであることを指摘し、かつ

「村民が今尚同地に恋々たるは何ぞやと問はゞ必ずしも祖先墳墓の地を死守するのみに非ざるなりと答ふるを躊躇せず彼等は元来懶民なるを以て尚懶怠の密に醉死せんが為め谷中村を立退らざるなり

……斯民は祖先以来水害救護金を得て酒食に供し生活費の補足とするに慣れ之を収めざるは自己掌中の珠玉を抛つものとし徳川時代に在ては古河藩主を苦しめ明治に至つては栃木県を噛み殆ど底止する処莫きなり」

と残留民の「懶怠」「懶民」を非難している。

以上に見たように、『下野新聞』の谷中報道の特徴は、最初から残留民に批判的で、事あるごとに田中正造を悪罵し、谷中村を県財政を食い潰す厄介村と規定し、県の措置の正当性と合法性と寛大さを強調し、強制収用の速やかな進行を当局に促すというものであった。

(十一) 小活

以上の東京紙八紙、地元紙一紙の検討を要約すれば、次のようにいえよう。

まず谷中残留民に全面的に批判的であったのが、『下野新聞』『報知新聞』『東京日日新聞』の三紙である。『下野新

「聞」は地元紙らしくこの問題を詳しく報じているが、その基本的な姿勢はすでに強制収用が始まる前の社説で現れている。すなわち、谷中村は水害の村であり、多くの県予算を費消する「厄介村」であるから遊水池化はやむを得ない、しかも谷中村の買収は法的手続きを踏んだ正当なものであるから、残留民は速やかに立ち退くべしと訴えている。その後も折に触れて谷中村廃村の正当性と県当局の寛大さ、村民の残留の不当を強調し、強制収用の遅延に対して速やかに実行することを当局に促した。また田中正造に関する悪意のある風評も機会あるごとに取り上げた。

『報知新聞』も最初から残留民に批判的で、この問題は「世間で騒ぐほどの重大なる意義を有するものに非らず」「村民二三の者が鉅毒事件に失敗したる行懸りより自暴自棄的態度に出たる」ものに過ぎないと見なしていた。また「残留民」と「社会主義者」が気脈を通じていると報じたり、田中正造が残留民から土地を買い上げたことなどを悪意をもって報じている。

『東京日日新聞』はこの問題をあまり積極的に取り上げているわけではないが、その中でも村民を「教育なく礼儀に嫻はざる野人」と称し、彼らの態度を「地方長官を無視する不順の気」と見ている。残留民に同情的な言葉は一切見られない。

次に、残留民に配慮を示しているが、同情は示さず、むしろ彼らに批判的であったのが『時事新報』と『東京朝日新聞』の二紙である。『時事新報』は、報道新聞らしく県庁側と村民側のバランスをとって残留民の声も取り上げているが、残留民に対する同情や共感の言葉はまったく見られない。むしろ「国法を尊重す可し」と残留民の行動を暗に批判している。

『東京朝日新聞』も残留民の声を取り上げ、彼らを「可哀想な」「可憐なる村民」と呼ぶなど一定の配慮を示してい

るが、それらはあくまで報道新聞としての立場上のものであり、むしろ村民について「谷中村民は印度の民の如く……遊惰放縱」で「収穫物を刈入れ置きて自ら堤防を破壊し小作料を免れたることも屢あり」と手厳しく批判している。また強制収用は「法律の結果余儀なき事」であり、残留民の現在の境遇は「自業自得」であるとしている。さらに田中正造についても「彼等村民をして斯の如く強情ならしめ横着ならしめたるは果して誰れの罪なるべき……彼等無知の民をして溝壑に陥らしめたる責は翁等も亦其幾分を分たざるべからず」と批判している。

第三に、残留民に同情を示しているが、彼らの主張に必ずしも支持や共感を示していないのが『万朝報』である。『万朝報』は村民を「憐れなる谷中村々民」と捉え、「村民が又住慣れし年来の住所を奪はるゝ迄其地に固執するも、人情已み難きに出づ」と彼らの立場に同情する。しかし、その一方で「地方官憲が其職権を以て彼等の家屋を毀つは素より已むを得ざるに出で」るものであることを認め、残留民が主張する谷中村遊水池化反対については「是れ既に県当事者自ら決定せる問題なれば、今之れを論ずるも詮なし」として是非の判断を放棄する。残留民の主張に対する支持や共感は示されていない。問題の所在を県当局の誠意の有無に帰し、残留民の悲惨な境遇に対する善後策を求めているが、その境遇をもたらした谷中村遊水池化の是非は問われないのである。

第四に、『万朝』とは逆に、残留民に批判的ではあるが、彼らの主張と意見を同じくしていたのが『東京二六新聞』である。最初は残留民の境遇に多大の同情を寄せていた『二六』であったが、取材が終るころには「谷中村を滅ぼせしは谷中村民自らなり」と残留民に極めて批判的になっていった。その一方、残留民の主張と同じく、谷中村の遊水池化には反対であった。しかし、残留民の態度に批判的であったから、彼らを擁護することはしていない。

第五に、残留民に同情を示し、かつ支持や共感を示しているらしい文言がほの見えるのが、それを前面に押し出すこ

とをしなかったのが、『読売新聞』と『東京毎日新聞』である。『読売新聞』は淡々とした報道に終始し、明確な主張を見出すのは困難であるが、丹念に記事を読むと谷中村の遊水池化に反対であったらしいことが、特派員の感想やインタビューとしての質問の中に見て取れる。

『東京毎日新聞』もまた『読売』と同じく谷中村強制収用に関する報道は簡潔で淡々としたものであり、従来の『毎日』らしい精彩を欠くものであった。社長の島田三郎が書いたと思われる社説には、「谷中村を瀦水池とするは全然姑息の救済策たるに過ぎず……谷中問題は決して之を以て終了したる者に非ず」と力強い言葉も見られるが、しかし、その解決は「江湖仁人義士の努力」に他人任せとし、かつこれ以降、その主張を積極的に展開することはしなかった。

以上を要するに、残留民に全面的に批判的であったのが『東日』『報知』『下野』の三紙、どちらかといえば批判的が『時事』と『東朝』の二紙、残留民に同情的ではあるが支持や共感を示しているわけではないのが『万朝』であり、逆に残留民に同情はしないが、彼らと意見が同じというのが『二六』であった。『読売』と『東毎』は、残留民の主張に共感ないし支持を寄せていた節が見られるが、それを全面的に展開することはせず、むしろ自身の態度を曖昧にしていた。すなわち、残留民に全面的に批判的が三紙、どちらかといえば批判的が二紙、批判的ではないが支持していないが一紙、批判的であるが同意見が一紙、支持・共感するが、それを前面に押し出しはしないが二紙であった。残留民を積極的に支持し、（これまでの鉅毒問題のように）彼らのために世論を盛り上げていこうとする新聞は、皆無だったのである。

では、なぜ谷中残留民や田中正造を擁護して、谷中村廃村の反対世論を盛り上げていこうとする新聞がなかったのか。

まず考えられるのは、残留民を積極的に支持・擁護しない新聞が九紙中七紙という状況では、たとえ残留民を擁護して世論を盛り上げようとしても、現実的可能性は乏しく、そのような主張や運動の展開を自重せざるを得なかったであろうということである。

残留民の主張に共感を寄せていた『読売新聞』に関していえば、残留民と同じく谷中村廃村に反対する声は、現場の特派員の感想やインタビューとしての質問項目の中で発せられたのであり、決して社説において全面的に展開されたわけではなかった。本社の意向はむしろ第一節で見たように、第二次鉍毒調査委員会による谷中村の遊水池化という結論を支持し、足尾銅山の操業継続を肯定していたと思われる。こうした状況の中で現地特派員の言葉として洩れ出たのが、残留民に好意的な『読売』の谷中村廃村反対の声だったのである。

一方、『東京毎日新聞』の場合、たしかに残留民の主張に理解を示していたが、それ以上にむしろ谷中村廃村に積極的な意味を見出していた節が見られる。社長の島田三郎は「年来の関係」から強制破壊中の谷中村を訪れ、「友誼上」田中正造と同様の議論を展開した。しかし、すでに明治三三(一九〇〇)年の段階で「問題解決を促すの一事に於て、予は田中氏等に同情を表する者」であるが「疑案解釈の方法は彼此の間に差異あらん」と述べていた島田は、農業と鉍・工業のバランスを考え、そのためには「農民がまんしなければならぬじゃないか」と田中正造に文句を言い、「川に毒の流れぬように予防を嚴重にやらせようじゃないか」と唱えていたという。そのような島田にとって、第二次鉍毒調査委員会によって鉍毒の拡散を防ぐとされた谷中村の遊水池化は、それによってその他の被害地域が救われるとされるのであれば、必ずしも最悪の結論ではなかったであろう。それは島田が足尾鉍毒問題の解決に熱心であったがゆえに見出した、田中正造と異なる結論であったといえるかもしれない。島田はこれで一応の解決と見たか、これ以降足

尾鉾毒問題から手を引く。

前述したように、島田三郎は田中正造の死去に当たって、田中のおかげで「禍害は除かれた」と彼を顕彰した。島田と同様に足尾鉾毒問題の解決に当たってきた弁護士の花井卓蔵も、田中正造の死去に際して、「以前、鉾毒に荒されて居た地」も、田中正造の奔走により

「遂に其効があらはれて、除害工事となり、渡良瀬沿岸一帯の被害は、殆んど復旧し、嘗ては稲も実らず、桑も出
来ず、草さへ生えなかつた土地が、今は青々と、草木繁り、稲も実る様になつた。これ、偏に、田中君の功である
と云はなければならぬ」⁽²⁾

と評価している。

田中正造にとつては谷中村の遊水池化は決して禍害の除去などでなく、新たな禍害の出現であつた。しかし、何を以て足尾鉾毒問題の解決とするかは、人によつてそれぞれ異なる。田中正造のそれだけが唯一の解決ではなかつた。これまで熱心に足尾鉾毒問題の解決を目指してきた人々の多く（『読売新聞』もまた早くから鉾毒被害民の立場に立つて鉾毒世論を盛り上げてきた当事者の一人であつた）にとつて、第二次鉾毒調査委員会の案は、たとえ谷中村という犠牲を伴うにせよ、それによつて鉾毒被害地に緑が戻ってくるのであれば、それこそが問題の解決と感じられたのであろう。

まとめ

第一節で見たように、第二次鉱毒調査委員会の報告書は、それに言及している新聞すべてによって信頼された。『東京日日新聞』は報告書を全面的に信頼し、その結論である遊水池設置の実行を政府に迫った。『時事新報』は専門家の意見を尊重するよう国民に訴えた。

『報知新聞』もまた報告書を信頼して、明治三〇年の予防工事が効果的であったことは「報告書に徴して明かなり」とし、「渡良瀬川の治水策を講ずるの最も急務なるは言ふ迄もなし」と述べ、被害地人民に対し「輕拳妄動を慎み、過大の要求を避け、常識に考へ、相当の範囲内に於て事の成功せむことを努む可し」と求めた。

『読売新聞』は、報告書の内容に直接触れたものではないが、報告書が公表された時期に社説を掲げ、鉱業地付近で有害物質が発生するのは当然のことであり、「国家の長計」から打算して鉱毒被害救済のために「鉱業其物を荒廃せしめるのは不可として、足尾銅山の操業継続を容認(肯定)した。

『毎日新聞』も基本的に報告書を信頼し、同紙が年来述べてきた「鉱毒の実害は、調査会の報告によりて、明瞭となり」と評価した。報告書の遊水池設置案については言及がなかった。

以上のようにいずれの新聞も報告書を信頼し、その信頼性に疑念を表したり、そこで勧告された遊水池設置案に反対を表明する新聞はなかった。そうであることによって、遊水池設置は規定の方針と受け取られるようになった。

こうした大勢の中、栃木県会で、次いで帝国議会で、谷中村買収費を含む予算案が審議可決された。少数の県会議員

および衆議院議員が反対したが、栃木県会を報じたのは『時事新報』の記事一本だけであった。衆議院の様子は報じられたが、いずれも衆議院報告一括の中で一、二行触れられているだけで、それに関する論評は皆無であった。

その後、栃木県による谷中村買収が着々と進行していったが、『毎日新聞』（明治三十九年七月一日から『東京毎日新聞』を除いて、それを報じる新聞はまったくなかった。その『毎日』にしても、日露戦争報道に押されて、谷中村関係の報道は散発的になりがちであった（第一節〜第二節）。

明治四〇（一九〇七）年六月末から七月初めにかけての谷中村強制収用（強制破壊）は久々に新聞を賑わせた足尾鉾毒問題報道であった。ここでは、県の立ち退き要求に抵抗して居残りを続ける残留民の家屋を破壊する強制収用（当時の新聞はそれを「強制破壊」と称した）が「聖代の惨事」「悲劇」として注目を浴びた。

しかし、谷中村に居残りを続ける残留民と田中正造に同調する新聞はほとんどなかった。同情と共感は異なるのである。すでに谷中村の遊水池化は既定の方針・既定の事実であった。『下野』『報知』『東日』の三紙は最初から残留民に全面的に否定的であった。『時事』と『東朝』は残留民に一定の配慮を示しているが、県庁の主張に好意的で、残留民の主張には批判的であった。『万朝』は残留民に同情を示していたが、県庁側の主張にも理解を示し、かつ残留民の主張に共感を示すことはなかった。心情的には同情するが、論理的には同調できないといったところであった。『二六』は残留民の主張と同じく谷中村の遊水池化に反対であったが、残留民の態度に批判的であったため、彼らと同調するとはなかった。

『読売』と『毎日』は残留民の主張に理解を示し、彼らの主張に同調したが、『読売』の声はあまりに小さく、記事の中に紛れ込む形で谷中村遊水池化の反対が表明されたにすぎない。『毎日』は社説の中で残留民と同じく谷中村の遊

水池化に反対を表明したが、一度きりのことであり、しかもその結論は解決を「江湖仁人義士の努力に俟」つという他人任せのものであった。これ以降、『毎日』はそれまでのように鉅毒問題を熱心に報じることなく、社長の島田三郎も(社長を辞任したこともあるが、衆議院議員としても)この問題から手を引くのである。

以上のように、谷中村の遊水池化に反対する新聞はほとんどなく、残留民および田中正造とともに谷中村廃村の反対運動を展開しようとする新聞は(それまでの足尾鉅毒事件の歴史と異なり)皆無だったのである。それは第二次鉅毒調査委員会の報告書が信頼され、その結論が妥当なものと見なされたこと、またそこに多くの新聞が足尾鉅毒問題解決の道筋を(田中正造とは異なる形で)見出したからであったと思われる(第三節)。

※本稿は白鷗大学研修制度(二〇〇六年九月―二〇〇七年八月)の成果の一部であり、また拙稿「田中正造のエコロジー思想」(『白鷗大学法政策研究所年報』第二号、二〇〇八年三月)の一部を加筆補訂したものである。

文献一覧

『時事新報』(マイクロフィルム版、早稲田大学現代政治経済研究所)。

『下野新聞』(マイクロフィルム版、栃木県立図書館および小山市立中央図書館。『下野新聞』のマイクロフィルム版には「関東インフォメーション」作成(一九七七年)のもの、「日本マイクロ写真」作成(一九八一年)のもの二種類があり、「関東インフォメーション」版は栃木県立図書館と小山市立中央図書館のものを、「日本マイクロ写真」版は栃木県立図書館のものを利用した。『下野新聞』マイクロフィルム版の二種については栃木県立図書館調査相談課

の回答による。ご教示いただいた同課に感謝申し上げます。）

『東京朝日新聞』（復刻版、日本図書センター、早稲田大学図書館）

『東京日日新聞』（マイクロフィルム版、埼玉県立浦和図書館）

『毎日新聞』（復刻版、不二出版、埼玉県立浦和図書館）

『東京毎日新聞』（マイクロフィルム版、栃木県立宇都宮図書館）

『二六新報』（復刻版、不二出版、埼玉県立熊谷図書館）

『東京二六新聞』（復刻版、不二出版、埼玉県立熊谷図書館）

『報知新聞』（マイクロフィルム版、早稲田大学現代政治経済研究所）

『読売新聞』（ヨミダス歴史館、白鷗大学図書館）

『万朝報』（復刻版、日本図書センター、埼玉県立熊谷図書館）

『下野新聞百年史』下野新聞社、一九八四年。

『東日七十年史』東京日日新聞社、一九四二年。

『栃木県史』史料編・近現代二、栃木県、一九七七年。

『栃木県史』史料編・近現代九、栃木県、一九八〇年。

『栃木県史』通史編・近現代三、栃木県、一九八四年。

『群馬県史』通史編・第七卷、群馬県、一九九一年。

『群馬県史』資料編・第二〇卷、群馬県、一九八〇年。

- 『埼玉県史』資料編・第二三巻、埼玉県、一九八二年。
- 『板倉町史』資料編・足尾鉍毒事件、板倉町、一九七七年。
- 『藤岡町史』資料編・谷中村、藤岡町、二〇〇一年。
- 『野木町史』歴史編、野木町、一九八九年。
- 『田中正造全集』全一九巻＋別巻、岩波書店、一九七七～一九八〇年。
- 『島田三郎全集』第一巻・第七巻、龍溪書舎、一九八九年。
- 『大日本帝国議会議誌』第五巻、大日本帝国議会議刊行会、一九二七年。
- 『大日本帝国議会議誌』第六巻、大日本帝国議会議刊行会、一九二八年。
- 『栃木県議会議史』第二巻、栃木県議会議、一九八五年。
- 『義人全集』第四編、鉍毒事件・下巻、中外新論社、一九二七年。
- 荒畑寒村『谷中村滅亡史』岩波書店、一九九九年。
- 井上徹英『島田三郎と近代日本——孤高の自由主義者——』明石書店、一九九一年。
- 内水護編『資料足尾鉍毒事件』亜紀書房、一九七一年。
- 鹿野政直編『足尾鉍毒事件研究』三一書房、一九七四年。
- 鎌倉亀久馬編著『栃木県の新聞史』上巻、下野新聞社、一九五九年。
- 神岡浪子編『資料近代日本の公害』新人物往来社、一九七一年。
- 黒沢西蔵「恩師田中正造先生(六)」『田中正造全集月報』第七号、一九七八年二月。

- 小松裕『田中正造の近代』現代企画室、二〇〇一年。
- 柴田三郎『義人田中正造翁』敬文館、一九一三年。
- 島田宗三『田中正造翁余録』上巻、三一書房、一九七二年。
- 東海林吉郎・菅井益郎『通史・足尾鉍毒事件』新曜社、一九八四年。
- 高橋昌郎『島田三郎伝』まほろば書房、一九八八年。
- 手塚鼎一郎『栃木県政友会史』立憲政友会栃木県支部、一九三五年。
- 永島与八『鉍毒事件の真相と田中正造翁』明治文獻、一九七一年〔原版一九三八年〕。
- 長瀬欣男『足尾鉍毒事件と「武藤金吉」(上)』——田中正造と原敬の間にいる人物『季刊田中正造研究』第六号、一九七七年一二月。
- 長瀬欣男『足尾鉍毒事件と「武藤金吉」(中)』——田中正造の理論的「鉍毒処分」案と武藤代議士の現実的「対策」『季刊田中正造研究』第八号、一九七九年二月。
- 長瀬欣男『田中正造後の足尾鉍毒運動の展開と武藤金吉』鉍毒被害地地価減免・地価修正・鉍業停止・暴動取締・渡良瀬川付替の促進・谷中村事件そして農鉍併立論へ——『栃木史心会会報』第一三三号、一九八二年六月。
- 花崎皋平『田中正造の生涯(上)』『世界』第四六〇号、一九八四年三月。
- 花崎皋平『田中正造の生涯(下)』『世界』第四六一号、一九八四年四月。
- 林竹二『田中正造の生涯』講談社、一九七六年。
- 布川了『田中正造と利根・渡良瀬の流れ——それぞれの東流・東遷史——』随想舎、二〇〇四年。

前沢弘明翻刻『校注足尾鉍毒事件資料集——田中正造翁をめぐる人々の手控え——』永楽堂書店・大沢書店、一九七二年、非売品。

松井研究員「足尾銅山鉍毒問題と当時の言論——公害問題のケース・スタディとして——」国際情勢研究会、一九七〇年八月。

山本武利『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局、一九八一年。

山本武利『公害報道の原点——田中正造と世論形成——』御茶の水書房、一九八六年。

(1) この会に東京から参加した江森泰吉に回想による。ある人とは、代議士時代の田中正造の参謀役を務めていた矢部五州のことである。

柴田三郎『義人田中正造翁』七九頁。

(2) 柴田『義人田中正造翁』九九頁、一〇〇—一〇三頁。

(3) この小冊子についての詳しい書誌情報が筆者には皆目不明であり、ご教示いただけると幸いである。早稲田大学図書館所蔵。

(4) とはいえ、この時期の『下野新聞』は社史が「残念なことに明治三、四〇年代の新聞の多くが残存せず」(『下野新聞百年史』六二頁)と述べているように欠落部分が多く、本稿で十分に活用できたのは明治四〇年七月の谷中村強制収用に関してのみである。同紙のより完全な形の復刻を望みたい。

なお、田村紀雄氏の一連の研究は足尾鉍毒事件における田中正造以外のアクターに焦点を当てた研究として先駆的なものであり、さらにも足尾鉍毒事件研究者の間で広く知られた優れた研究である。しかし、田村氏の対象は田中正造以外の農民の足尾鉍毒運動参加者たちであり、新聞報道を対象とする本稿の直接の考察対象とは異なるものである。またこうした一連の研究から生まれた同氏の『田中正造をめぐる言論思想——足尾鉍毒問題の情報化プロセス——』(社会評論社、一九九八年)は、鉍毒運動の参加者(田中正造と農民たち)の側の世論形成戦略を考察対象としている点で、また時期的には川俣事件までを主たる考察対象としている点で、本稿の課題(谷中村廃村をめぐる新聞報道と世論)とは異なるものである。

(5) この時期の各紙の発行部数は、明治三十六年時点で『報知』約八万四千部、『万朝』約八万七千部、『東朝』約七万四千部、『時事』約

四万一千五百部、『東日』約一万二千部、『二六』約一四万二千部、『読売』約二万一千五百部、『毎日』約一万四千部で、明治三十七年時点では『報知』一四万部、『万朝』一六万部、『東朝』九万部、『時事』五万五千部、『東日』三万五千部、『二六』三万二千部、『読売』一万五千部、『毎日』八千部、明治四十二年時点では『報知』三〇万部、『万朝』二〇万部、『東朝』『時事』『東日』『二六』不明、『読売』一五万部、『毎日』五万三千部であった（いずれも概数）（山本武利『近代日本の新聞読者層』四一二頁「別表新聞発行部数一覽」による）。

また各紙の主な読者層は、『万朝』が商人・学生・職工、『報知』は兵士・商家の読者が多く知識人読者の層が薄い、『読売』は学生を中心とした知識人読者の比率が高く下層読者の比率は低い、『二六』は職工・職人階層、『時事』は経済力のある上層商工階層であったという（山本武利『近代日本の新聞読者層』九五—九七頁、一〇一頁、一〇五—一〇六頁、一〇九頁、一一〇頁、一一六頁、一三七頁、一六〇頁）。

(6) 『栃木県史』史料編・近現代九、九八—一〇一九頁。

(7) 「井上甚太郎君外一名提出鉅毒に関する質問に対する答弁書」として「三、四、五、八の条項は別冊鉅毒調査委員会報告書に詳述せるを以て該報告書に就き知悉せられむことを望む」、島田三郎君提出足尾銅山鉅毒に関する質問に対する答弁書」として「本質問の事項に関しては衆議院議員井上甚太郎君外一名の質問に対する答弁書に添附せる鉅毒調査委員会報告書に詳述せるを以て該報告書に就き知悉せられん事を望む」という二つの政府答弁書が六月三日に貴衆両院に提出され、六月五日の官報号外にも掲載された。田中正造研究および足尾鉅毒事件研究では、「島田三郎の質問に対して」あるいは「井上甚太郎の質問に対する答弁として」としているものが多いが、実際は二つの質問に対する答弁書として公表されたようである。

(8) 『読売新聞』は明治三〇年代の鉅毒論争で被害民の立場に立つて操業停止を主張し、銅山側の立場で操業継続を主張する『東京日日新聞』と、中立的な立場の『毎日新聞』との間で三つ巴の激しい論争を展開した。

(9) 『栃木県史』史料編・近現代九、九七—九八頁。

(10) 『栃木県史』史料編・近現代二、一八七頁。『栃木県史』通史編・近現代三、九六一—九六二頁。『栃木県議会議史』によれば、このときの県会日誌はまだ発見されておらず、審議内容を詳細は不明ということである。『栃木県議会議史』第二巻、六六〇頁。「栃木県会沿革誌」には、「本会に於ては当時政府に於て着手せる鉅毒調査会は結了に近づき居るを以て之れか結了後処置するを適當と認め」と簡略に記されている。『栃木県史』史料編・近現代二、一八七頁。

(11) 『栃木県史』通史編・近現代三、九六一—九六三頁。

(12) 『藤岡町史』資料編・谷中村、二九二—二九八頁。このような稟請書を出したのは、渡良瀬川が国の直轄河川でなかったため、遊水池

予定地の買収は栃木県が担当し、その費用補助を国に仰ぐ必要があったからである(『野木町史』歴史編、七〇〇頁)。

(13) 以下、『埼玉県史』史料編・近現代二、一九六―二〇七頁、『埼玉県史』通史編・近現代三、九六四―九六六頁。なお、この日程について『栃木県議会史』は、「審議の余裕を与えぬための策謀である」と論断している(『栃木県議会史』第二巻、一六七二頁)。

(14) 手塚鼎一郎『栃木県政友会史』三六二―三六三頁。荒畑寒村『谷中村滅亡史』一〇四―一〇五頁。

(15) なお、既述のように委員会は秘密会となっていて議事録がとられていないため、この大久保の発言は委員会の模様をうかがい知る上でも貴重である。

(16) 山本武利『近代日本の新聞読者』によれば、『時事新報』の主な読者層は経済力の上層商工階層で、それを反映して広告量も多く、また広告料も高かったため、「東洋一」を誇る広い紙面を確保することができたという。

(17) 以下、『大日本帝国議会誌』第六巻、二六五―二七〇頁。

(18) 『藤岡町史』資料編・谷中村、三四〇頁。

(19) 『藤岡町史』資料編・谷中村、三〇三頁。

(20) 『藤岡町史』資料編・谷中村、三四〇―三四三頁には「隣村国有林への移住願」や「那須郡への移住者と移住地住民との契約書」、北海道への「団体移住についての契約に関する協定書」などが収められている。県当局および中央政府は、特に北海道への団体移住を奨励し、「北海道移住民にして汽車・汽船の特別取扱を受けんとするものは便宜左の町村役場に申出、汽車・汽船賃割引券の下付を請ふべし」と特別の措置を講じた(同書三四三頁)。

(21) 『藤岡町史』資料編・谷中村、三〇五頁。
 (22) 『藤岡町史』資料編・谷中村、三〇五頁。

(23) 谷中村では村内対立や財政欠乏から村長のなり手がなく、下都賀郡書記が村長の職務を管掌していた。

(24) 『藤岡町史』資料編・谷中村、三〇六―三〇八頁に所収。また谷中残留民の一人・島田宗三の著書には水野常三郎の例が記されている。それによれば、水野は若い頃に骨折して接骨医のもとで住み込みで治療を受けた経験があり、その間に治療法を体得した。水野はこれまでもしばしば骨折した村民や知人に治療を行っていたが、今回も同様に骨折した知人に揉み療治を施していたところ、医師法違反の現行犯として逮捕され、「お前の罪科は医師法違反で、二五〇円以上五〇〇円以下の罰金若くは体刑に処せられるところだが、この際、県の買収に應ずれば特に免除してやるから、この買収承諾書に判を押しなさい」と押印を強制されたという(島田宗三『田中正造翁余録』上巻、七八―七九頁)。

(25) 『栃木県史』通史編・近現代三九六九頁。谷中村の人口の推移については後註を参照のこと。

- (26) 『藤岡町史』資料編・谷中村、三〇六頁。
- (27) 『栃木県史』通史編・近現代三、九七三頁。
- (28) 『栃木県史』通史編・近現代三、九七三—九七四頁。
- (29) 谷中村には、明治三八（一九〇五）年初めの時点で四五〇戸（堤内約三九〇戸）約二七〇〇人（堤内約二〇〇〇人）がおり、明治三九（一九〇六）年七月の時点でも一四〇世帯一〇〇〇人近い人がいた。それが明治四〇（一九〇七）年初めには約七〇戸四〇〇人さまで減少し、強制破壊が行われる六月の時点では堤内一六戸・堤外三戸一六人となっていた（東海林・菅井『通史足尾鉍毒事件』一八四—一八八頁）。
- (30) たとえば山本武利『公害報道の原点』一七二—一九一頁など。
- (31) 強制破壊の様子は各紙で詳しく報道されたほか、荒畑寒村『谷中村滅亡史』一六四—一七三頁、島田宗三『田中正造翁余録』上巻・一二四—一四〇頁、鎌倉亀久馬編著『栃木県の新聞史』上巻・二六六—二六九頁、『義人全集』第四編（谷中村事件）九一—一〇七頁に手際よくまとめられている。本稿における谷中村強制破壊の概況は、各紙の報道と上記の四書による。
- (32) この無抵抗主義は田中正造の提唱によるものと思われる。それに対する批判もあったが、田中正造は「それは単純な青年の感情論から出た危険な考えです。そんなことをすれば本人たちは牢にぶち込まれる。その余の人たちは見舞いや何かと手がかかる。生活には困る。結果は空しく共潰れになってしまう」と述べていた。そのような考えからくる無抵抗主義であった。島田宗三『田中正造翁余録』上巻、一三一—一三二頁。
- (33) 星野孝四郎らの説得により夫妻が自ら屋外に出たとする書もあるが、島田宗三『田中正造翁余録』上巻、一三五—一三六頁はこれを誤りとしている。
- (34) 『時事新報』明治四〇年六月二四日「谷中村視察記」による。
- (35) このことから、当時から島田三郎の主張と田中正造のそれが同一のものと見なされていたことが分かる。
- (36) 山本武利『公害報道の原点』一八三頁は、『東朝』が「最も詳しく報道」したとしている。
- (37) この前後の時期、新聞の主流は「政論新聞」から「報道新聞」に移行しつつあった。
- (38) 参照、山本武利『近代日本の新聞読者層』一〇九—一一〇頁、一二八—一三二頁。
- (39) 参照、拙稿「福沢諭吉の足尾鉍毒事件論——足尾鉍毒事件研究の一環として（一）——」『白鷗法学』第二二号（二〇〇三年一月）。
- (40) 『時事新報』明治四〇年六月二四日「谷中村視察記」による。
- (41) 山本武利『近代日本の新聞読者層』九五—一〇一頁。

- (42) 六月二日「村民土地収用法に反対す」。
- (43) この出来事について、たとえば『万朝報』は「田中翁は人夫に向ひ……と威かしたるに十四五名の人夫はこの言に恐気付き解雇を願出て古河に立帰り」と記し、その他の各紙は淡々と事実を記すのみである。田中正造を揶揄するように書いているのは『二六』だけであり、やや特異な感を与える。
- (44) 『時事新報』明治四〇年六月二十四日「谷中村視察記」による。
- (45) 山本武利『公害報道の原点』一八六一―一八七頁。なお、この山本氏の指摘は、事実の指摘というより、山本氏の「合理的な推論」によるものと考えるのが正しいと筆者は考える。それというのも、『東毎』の変貌が島田の社内における地位低下によるものであるという山本氏の判断は何らかの史料(テキスト)によつて明示されているものでなく、また島田の地位低下が『東毎』の態度変化と必ずしも必然的な因果関係にあるわけでもないからである。それゆえ山本氏の「合理的な推論」による指摘であると筆者は考える。そして六九頁以下の島田の消極ぶりに関する筆者の指摘もまた同様の意味において筆者の推論によるものである。
- (46) 山本武利『公害報道の原点』一八三頁。
- (47) 山本武利『公害報道の原点』一八二―一八三頁。
- (48) 山本武利『公害報道の原点』一八三頁。
- (49) 『東京毎日新聞』明治四〇年七月三日「谷中村最近報」。
- (50) 山本武利『公害報道の原点』一八二頁。
- (51) 黒沢西蔵「恩師田中正造先生(六)」、『田中正造全集月報』第七号(一九七八年二月)。
- (52) 島田宗三「田中正造翁余録」上巻、八三頁。
- (53) 『大日本帝国議会議誌』第六巻、一五九六―一五九七頁。
- (54) 高橋「島田三郎伝」一四二頁。
- (55) 以下、長瀬欣男「足尾鉍毒事件と「武藤金吉」(上)」——田中正造と原敬の間にいる人物——『季刊田中正造研究』第六号(一九七七年一月)、同「足尾鉍毒事件と「武藤金吉」(中)」——田中正造の理論的「鉍毒処分」案と武藤代議士の現実的「対策」——『季刊田中正造研究』第八号(一九七九年二月)、同「田中正造後の足尾鉍毒運動の展開と武藤金吉——鉍毒被害地地価減免・地価修正・鉍業停止・暴動取締・渡良瀬川付替の促進・谷中村事件そして農鉍併立論へ——」『栃木史心学会報』第一三号(一九八二年六月)による。
- (56) 『山田郡誌』一三〇三―一三〇五頁、長瀬欣男「足尾鉍毒事件と武藤金吉(上)」一六頁より再引用。
- (57) 長瀬欣男「田中正造後の足尾鉍毒運動の展開と武藤金吉」三五頁。

- (58) 長瀬欣男「田中正造後の足尾鉍毒運動の展開と武藤金吉」三〇—三二頁。
原敬が以前足尾銅山側の副社長を務めていたことは広く知られている。
- (59) 同様の報道が明治四〇年七月三日朝刊の『報知新聞』にある（前述）。
- (60) 同年刊行の木下尚江著『足尾鉍毒問題』に寄せた序文で島田三郎はこのように記している。『島田三郎全集』第七巻、三七四頁。
- (61) 柴田三郎『義人田中正造』八四—八五頁。
- (62)

（本学法学部准教授）